

令和6年第1回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和6年3月11日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

9番 坂東重夫	10番 藤本功男
---------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
副市長 木下修一	教育長 高田稔
企画総務部長 坂東孝一	市民部長 岩野竜文
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 森友邦明	企画総務部次長 大倉洋二
危機管理局長 小松隆	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 笠井和芳	教育部次長 佐藤正彦
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 住友勝次
土成支所長 鈴田直城	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 相原繁喜	監査事務局長 坂東明

水道部次長 吉 成 永 吾
財政課長 藤 井 信 良

会計管理者 川 人 啓 二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 大 森 章 司

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

- 日程第 1 市政に対する一般質問
- 日程第 2 議案第 3号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第 3 議案第 4号 令和5年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第 5号 令和5年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第 6号 令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第 7号 令和6年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 7 議案第 8号 令和6年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 9号 令和6年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 9 議案第10号 令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第10 議案第11号 令和6年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第12号 令和6年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第13号 令和6年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第13 議案第14号 令和6年度阿波市農業集落排水事業会計予算について
- 日程第14 議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第16号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について
- 日程第17 議案第18号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 阿波市介護保険条例の一部改正について

日程第 19 議案第 20 号 阿波市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について

日程第 20 議案第 21 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 21 議案第 22 号 阿波市水道事業給水条例の一部改正について

日程第 22 議案第 23 号 阿波市道路線の変更について

(日程第 2～日程第 22 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井一司君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、6番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

6番武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） おはようございます。

議席番号6番、志政クラブ、武澤豪、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、大きく2点です。

まず1点目、発災時における災害廃棄物収集場所へのアクセス道路の整備についてです。

令和6年1月1日元日の午後4時10分に、石川県の能登半島においてマグニチュード7.6の大震災が発生し、地震の揺れや津波で多くの方々が犠牲となり、家屋も倒壊や焼失するなど、甚大な被害があり、今なお復旧作業に多くの方々が尽力されております。日本全国でも、この災害を通して改めて危機感を抱き、近い将来発生するとされている南海トラフ地震にあの手この手の対策を進めているところであります。阿波市でも、災害対策基本法や消防団をはじめ、自主防災組織を設立し、もし大震災が発生してもできるだけ被害が少なくなるような準備を行っているところです。

13年前、2011年の今日3月11日、東日本大震災において災害廃棄物の量は津波堆積物も含めると約3,100万トン、内訳として、津波堆積物約1,100万トン、災害廃棄物は13道県239市町村で2,000万トンと言われております。先日の藤本議員の質問にもありましたが、能登半島地震では2月29日の状況では災害廃棄物が244万トン、2026年3月までの処理完了を目標に被災家屋の解体や撤去を進めるよう

す。

このように、一たび大震災が発生すると非常に多くの災害廃棄物が町にあふれ、その処理をどんどん進めないと復旧作業に遅延をもたらしかねません。阿波市においては、災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の仮置場の候補として災害時に協力的な3つの民間企業と協定を締結し準備を行っていると同っています。

しかし、万が一重大災害が発生した場合に災害廃棄物を指定の場所へ持っていく場合に懸念事項があります。それが、災害廃棄物収集場所へのアクセス道路の整備です。

収集場所の一つである阿波町の大塚クリーンリネス様は、高台にあります。また、土成町のJクラシックゴルフクラブ様も同様に高台にあり、大災害時に利用できるのかどうか非常に不透明な状態であります。災害廃棄物の収集場所を幾ら確保していても、アクセス道路が災害で通行できない場合は復旧作業開始には至りません。

ここで、1点目の質問として、発災時における災害廃棄物収集場所へのアクセス道路の整備について市がどのような考えを持っているかについて答弁願います。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） おはようございます。

武澤議員の一般質問の1問目、災害対策について、発災時における災害廃棄物の収集場所へのアクセス道路の整備についてのご質問に答弁させていただきます。

議員のお話にもありましたとおり、本年元日に甚大な被害をもたらした令和6年能登半島地震においても、地震により発生した大量の災害廃棄物の処理について大きな課題となっていることは認識しているところです。

本市におきましても、災害廃棄物の処理につきましては災害発生時に安全かつ円滑な処理が行えるよう、一時保管場所として仮置場を設定しております。

議員お話しのお話の有限会社大塚クリーンリネス様などの土地につきましても、平成29年3月に策定された阿波市災害廃棄物処理計画の中で仮置場の候補地として位置づけられ、発災時には、土地を提供していただける協定を締結しているところです。

当該仮置場につきましては、高台に位置しアクセス道路も急勾配であり、発災時には土砂崩壊などによるリスクも懸念されるところでございますが、まずは被災時、市内4地区ごとに土木業者と組織された災害対策会との連携のもと、迅速な応急工事によりアクセス道路が確保できるよう現場確認なども含め調整してまいりたいと考えております。

一方で、アクセス道路として災害時の安全性向上に向けどのような対策ができるか、

様々な角度から検討する必要があると認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

土砂災害などで、道路の応急工事が必要となった場合は、災害対策会において速やかに応急工事が取り組めるよう調整し、アクセス道路の確保に努める、またアクセス道路の安全性の向上についても、様々な角度から検討するとのことでした。

本議会の当初予算にもあるように、年々税収は減り続け、交付金も減少傾向であることも承知しております。

しかし、災害は待ったなしです。ある日突然市民を巻き込み、不幸のどん底に陥れます。そのときにああすればよかったこうすればよかったでは、取り返しがつきません。迅速に検討を行い、様々なシミュレーションを出し合いながら災害に強い阿波市として備えられるよう期待します。

以上で1点目の質問を終わります。

2問目に入ります。

こども家庭センターが設立されるがどのような事業を行うのかについてです。

国難とも言える少子・高齢化、1970年代の第2次ベビーブーム以降出生率は年々減少傾向にあり、2.1だった合計特殊出生率も2022年には1.26まで減少しているようです。今後も、この推移は増えることなく減少傾向に進んでいく見方が多いようです。国も有効な手だてを打つことができず、まずは子育ての一元化を柱として2023年4月にこども家庭庁を創設し、子育てや少子化に対し新たな施策を打ち出そうとしています。

そんな中、こどもまんなか社会という言葉が、昨今ようやく聞こえるようになりました。同年に施行されたこども基本法も示され、子どもの利益を最優先に考えた取組や政策を国の中心に据える社会目標のことであるようです。阿波市の令和6年度当初予算の概要の中には妊産期から子育て期にわたる相談支援として、こども家庭センター相談支援事業が約1,200万円の事業費で開始されるとのことでした。

では、質問として、こども家庭センターが設立されるがどのような事業を行うのか、お尋ねいたします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 武澤議員の一般質問の2問目、少子化、子育てについての1点目、こども家庭センターが設立されるがどのような事業を行うのかのご質問について答弁をさせていただきます。

本年4月1日に開設するこども家庭センターは、これまで健康推進課において助産師が妊産婦の健康や育児相談を行っていた子育て世代包括支援センターぎゅっとと、子育て支援課において児童や子育て家庭の相談支援を行っていた子ども家庭総合支援拠点の機能を引き継ぎ、統合したもので、子育て家庭に対する相談支援を一体的に実施する組織となるものでございます。

こども家庭センターには保健師と家庭相談員が常駐し、連携して相談に応じるほか、本市におきましては独自に子育て家庭と関わりの多い阿波っ子応援券、出産・子育て応援交付金などの経済的支援また子育て応援ヘルパーの派遣や助産師相談の申込みがワンストップで行えることとなります。さらに、妊産婦や子育て家庭と身近な接点を持つ学校や認定こども園、ファミリー・サポート・センターなどの関係機関と一層連携を密にし、一時預かり事業や家事支援事業などの家庭支援事業を組み合わせ、具体的な支援を行ってまいります。

こども家庭センターの場所につきましては、庁舎1階北側を予定しており、併せてキッズスペースの拡充、また授乳とおむつ替えができる設置型ベビーケアルームを市民交流スペースに設置し、子どもと一緒に来庁していただいても安心して気軽に相談できる環境整備を進めております。

今後におきましても、引き続き相談者に寄り添い、子育て家庭の負担感を軽減することで少子化対策の一助となるようこれまで以上に切れ目なくきめ細かな支援を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

健康推進課の子育て世代包括支援センターぎゅっとと、子ども家庭総合支援拠点に機能を引継ぎ統合したもので、子育て家庭に対する相談支援を一体的に実施する組織である。こども家庭センターの場所については、庁舎1階北側を予定しており、子どもと一緒に来場していただいても安心して気軽に相談できる環境を整備する。また、学校や認定こども園、ファミリー・サポート・センターなどの関係機関と一層連携を密にし、一時預かりの

事業や家庭支援事業を組み合わせ、具体的な支援を行っていくとのことでした。子育て世帯に対しての負担軽減が見込まれ、子育てするなら阿波市らしい施設になるよう期待します。

再問に入ります。

新年度当初予算をいろいろ拝見していると、阿波市でも子育て対策の予算は見てとれるものの少子化対策、つまり結婚から出産までにはあまり予算を割いていないように感じます。阿波市のキャッチフレーズでもある「子育てするなら阿波市」、非常に浸透してきたように感じますが、私は子育て以前の出会いの場の支援にも目を向けるべきであると考えます。あるデータによると、20歳から49歳の未婚の1,200人を対象とした調査では、交際経験なしという20代の割合は、女性では29.8%、男性は46%となっており、社会問題の一つになっていることはご存じでしょうか。少子化対策のはじめの一步でもある出会いも、現状では20代の男性の約半数は恋愛経験すらありません。当然出会いがなければ、結婚や出産、子育てもできないことは分かり切った事実です。

では、質問として、持続的なまちづくりに少子化対策は必要不可欠と考えるが市長の考えはについて答弁を願います。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 武澤議員の一般質問の2問目の再問、持続的なまちづくりに少子化対策は必要不可欠と考えるが市長のお考えはについて答弁させていただきます。

少子化対策は全国的な問題でありまして、昨年4月1日に内閣府において国でこども家庭庁を設立しました。なぜ内閣府に置いたかといいますと、いろんな省庁、特に厚生労働省と文部科学省の調整をできるという趣旨が入っておると思います。それに伴いまして、こども未来戦略会議っていうのを一緒に設置いたしまして、昨年6月には3つの基本目標を定めております。1点目は若者世代の所得の増額、2点目は社会全体の構造や意識を変える、そして保護者さんの就労を別にして、それをのけておいて、全ての子育て世帯への支援を総合的に行うと3つの目標を掲げまして、昨年の10月、第7回のこども未来戦略会議におきまして、それに伴う予算とか、そういった方針について固めております。一例を申し上げますと、就労していなくても子どもを保育所に預けることができる、いわゆるこども誰でも通園制度っていうのを令和6年度から一部の自治体で実証実験して、令和8年度には全ての地公体におきましてこの制度を活用することを目標としております。

そして、予算につきましては、2024年度から、令和6年度から3年間を特別な期間

として定め、異次元の子育て対策のために3兆5,000億円ずつ各年度追加するという  
ことにしております。なぜかといいますと、阿波市のような地域も含めて、いろいろな地  
域においてコミュニティーがすごく希薄化している、これに加えまして核家族化も進んで  
いる、こういった中で子育て世代も伴いまして、若者世代が子育てに対する不安とかスト  
レスがひどくたまる。こういった中で、こういうことを解消することによって、阿波市で  
特に言われております定住・移住ということを図ることによって、阿波市からの市外への  
転出削減にも伴いまして、ひいては人口減少対策にも寄与するということで、最重点課題  
だと私も考えております。

具体的には、阿波市におきましても、人口減少対策を言う前に出生率の話をしなすと、  
全国的には令和4年に初めて全国で80万人を割り込みまして約79万人、そして翌年度  
の令和5年ですか、昨年は約75万8,000人ということで、これは徳島県でも類似し  
ておりまして、昭和31年には約1万7,000人県内で生まれておった出生数が、昨年  
は約4,100人ということございまして、次に阿波市に下りてきましたら、合併当初  
は約250人市内でおったのが、昨年は140人弱ということで、全盛期の約4分の1ぐ  
らいに減ってきております。

こういった中でおとしの4月1日に阿波っ子条例というのをつくりまして、行政だけ  
ではなく、市内全体で子どもを支えていくということが非常にキーポイントになると思っ  
ております。

そして、議員も言われましたように、阿波市におきましてはいろいろな事業を実施して  
おり、代表的なものとして高校生までの医療費無償化、病児・病後児の保育事業、小・中  
学校の節目に入学祝金を支給、そして中学校卒業時にも義務教育修了祝金支給、こうい  
ったことに加えて、ハード事業では、幼保連携型の認定こども園とか放課後児童クラブの施  
設整備もやっております。

こういったことで、先ほど議員もおっしゃいました婚活支援といたしましては、県が開  
設するマリッサとくしまと連携して阿波市民が婚活イベントに参加する際の費用やマッチ  
ングシステム利用登録に係る費用の支援も始めました。こういったことで、それらを結婚  
を希望する方に積極的に活用していただけるように情報発信をしていきたいと考えており  
ます。

今後におきましても、引き続き結婚、妊娠、出産、就学前教育、義務教育そして高校卒  
業までを子育て支援期間と捉えまして、市民の意見も十分お聞きしながら、また類似団体

や徳島県をはじめとする関係団体と十分協議をしながら、対策に磨きをかけていきたいと思っております。

こういったことで、次代を担う子どもたちは阿波市の宝ということでございまして、持続可能なまちづくりのために少子化対策をしっかりと進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 町田市長より答弁いただきました。

高校生までの医療費の無償化、小・中学校の入学祝金、幼保認定こども園や放課後児童クラブ施設整備など子育て環境の充実、支援を中心とし、出会い関係では県が開設するマリッサとくしまと関連した婚活イベントの参加者への費用やマッチングシステム利用登録にかかる費用の支援などが主な支援内容とのことでした。

ソーシャルネットワークにおいて、世界では約5億4,000万人が利用し、日本ではそのうち約6,600万人が利用されていると言われるX、旧ツイッターの現在代表であるイーロン・マスク氏は先日このようなポストを上げられました。「当たり前のことを言うようだが、出生率が死亡率を上回るように何かが変わらない限り、日本はいずれ消滅するだろう。これは、世界にとって大きな損失である。」、このことをどのように受け取ればよろしいでしょうか。日本人として非常に恥ずべきことだと思います。

私が20代の頃と現在の20代では恋愛に対する考え方も、人生の将来像も大きく違ってきています。市長に提案ですが、阿波市二十歳のつどいにアンケートをお願いしてみてもどうでしょうか。未来の阿波市を担う若者に、阿波市が出会いをつくるならどのようなのが理想か、どうすれば少子化にストップをかけられるのか、どうすれば結婚に踏み切ることができるのか、若者の視点で育児に対し何が不安なのか、市長自ら市民の方々との意見交換会を実施されておりますが、今を、そして今後の長い人生を歩む若者の生の声に耳を傾け、阿波市の持続的なまちづくりに役立てられるヒントをもらうのが重要な課題であると考えます。

先日の、坂東議員の阿波市合併20周年を迎えるに当たり印象的な出来事の一つにおいても、市長自らが、阿波市の人口減少を答弁されておりました。市長自らが陣頭指揮を執り、人口減少問題、少子化問題を阿波市から解決しようではありませんか。

以上で質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで6番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番竹内政幸君の一般質問を許可いたします。

4番竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） おはようございます。

議席番号4番竹内政幸、ただいまより一般質問を始めます。

初めに、私が昨年議会で一般質問をしました旧JA阿波町久勝支所跡へ新設の、JAあわ市営農経済センターが開設し、この3月16日、営業が始まります。

周辺は人、車の増加が見込まれ、市道中央東西線の久勝地区自歩道未整備区間の工事も着工し、安全対策が進んでいますが、近隣には久勝認定こども園、小学校があり、なお一層の安全対策をお願いして質問に移ります。

本日は、大きく3つの質問を行います。

1として、森林環境譲与税について。

(1)といたしまして、9月議会で、森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する請願が本会議で採択されました。

本市の面積約191平方キロメートルの約5割強が森林であり、そのほとんどが手つかずの状態です。昨今の地球温暖化によって渇水、水不足、局地的豪雨が多発し、気象変化に対応できる森林整備の必要性が高まっています。

今月の広報あわにも掲載されていましたが、令和元年度より森林環境譲与税が導入され、市町村が主体となり、活用されています。

そこで、本市においてどのような取組を実施しているかについて、担当部長の答弁を願います。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 竹内議員の一般質問の1問目、森林環境譲与税についての1点目、本市における森林環境譲与税の活用状況はどのようになっているかについて答弁をさせていただきます。

森林環境譲与税につきましては、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止

等を図るため、国内に住所を有する個人に対して令和6年度より課税される森林環境税を財源とするもので、国内における森林整備が喫緊の課題であることから、国は暫定的な措置として、別途財源を確保し令和元年度から地方自治体に前倒して譲与されております。

本市では、令和4年度までの4年間で合計4,488万円の譲与を受け、森林資源の適切な管理、利用促進を図るため、森林の維持管理に必要な境界の明確化、間伐といった森林経営管理事業や林道の整備及び維持修繕といった林道整備事業、また阿波の土柱周辺の松林保全のため、松くい虫の防除対策及び被害木の伐倒など森林病虫害等防除事業にも活用しております。加えて、今後の森林整備や木材利用促進等の事業に備え、森林環境譲与税基金として積立ても行っているところでございます。

なお、年度ごとの森林環境譲与税の使途や執行状況につきましては、阿波市ホームページで公表させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 森産業経済部長より答弁をいただき、森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、令和6年度より課税される森林環境譲与税を財源とする、国内の森林整備が喫緊の課題です。

このことから、別途財源を確保し、令和元年度から地方自治体に前倒して譲与されており、4年間で4,488万円の譲与を受け、森林資源の管理、利用促進を図るため、森林経営管理事業や林道整備事業、また松くい虫の防除対策、被害木の伐採など森林病虫害等防除事業にも活用されているとのこと。今後の森林整備や木材利用促進、森林環境譲与税基金として積み立てていると答弁がありました。加えて、森林環境譲与税の使途や執行状況は、阿波市ホームページで公表していると答弁をいただきました。

続いて、再問といたしまして、令和6年度より国民1人当たり1,000円の森林環境税の徴収が始まります。

そこで、本市として、新年度はどのような施策を予定しているか、担当部長の答弁を願います。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 竹内議員の一般質問の1問目、森林環境譲与税についての再問、新年度はどのような取組を予定しているかについて答弁をさせていただきます。

森林環境譲与税は森林の整備に関する施策や担うべき人材の育成及び確保、また森林の

有する公益的機能の普及啓発や木材利用の促進などに使途が限られており、本市といたしましては、新年度も引き続き森林保全のための間伐や林道整備を進めるほか、森林保全の重要性を広く認識してもらえるよう、市内の小・中学校に間伐材を利用したベンチやテーブルなどの木材品の配布、加えて本市産や県産材の利用推進を図るとともに木育や植樹体験など人材育成、担い手の確保に向けた取組を進めてまいります。

森林の有する公益的機能は、林業振興という側面だけではなく、地球温暖化の抑制、災害防止や国土保全、水源の涵養など多面的な効果をもたらすことから、今後におきましても森林環境譲与税を効果的に活用しながら適正な森林の整備、管理や木材利用の推進、また市民への啓発などにしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 森部長より答弁をいただき、森林環境譲与税は森林整備、人材の育成、また森林の有する公益的機能の普及啓発、木材利用促進など、利用が掲げられており、新年度も森林保全の重要性を認識してもらえるよう、市内の小・中学校に間伐材を利用したベンチ、テーブルなどの木材品の配布、本市産、県産材の利用促進、植樹体験など、人材育成、担い手の確保に向けた取組を進めていくと森林の公益的機能、林業振興という側面だけでなく地球温暖化の抑制、災害防止や国土保全、水源の涵養など多面的な効果をもたらすことから、今後森林環境譲与税を効果的に活用しながら、適正な森林の整備、管理、木材利用の促進、また市民への啓発などにもしっかりと取り組むと答弁をいただきました。

森林整備は、昨今、大きな問題になっている農作物の鳥獣被害の低減にもつながると思いますので、なお一層、森林環境譲与税の活用をお願いして、この質問を閉じます。

続いての質問に移ります。2問目として、農業支援についてお尋ねします。

農家を取り巻く環境は、従事者の高齢化が進み、担い手不足により遊休農地、耕作放棄地、ソーラー施設等が増加しています。また、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、イスラエルとハマスの戦闘、中東情勢の不安定化により、農業資材、燃料価格高騰が続き、その上、円安が拍車をかけています。

そこで、本年度給付事業を行った、農業支援政策、がんばる農業者応援給付金事業の実績はどのようになっているか、担当部長の答弁を願います。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 竹内議員の一般質問の2問目、農業支援についての1点目、本年度のがんばる農業者応援給付金事業の給付実績はについて答弁をさせていただきます。

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響や、円安による肥料や燃油、生産資材の価格高騰などにより厳しい経営環境に直面している農業者を支援するため、令和4年度に引き続き、個人農業者への給付額を5万円から7万円に拡充した第2弾阿波市ががんばる農業者応援給付金事業を昨年7月10日から9月29日までを申請期間とし、農業者の皆様にも有効活用していただけるよう事業を進めてまいりました。

議員ご質問の給付実績につきましては、個人農業者の申請者数が1,596件で、支給額が1億1,172万円、農業法人の申請者数は48件で、支給額が480万円、支給額の合計は1億1,652万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 森部長より答弁をいただき、厳しい農業環境に直面している農業者を支援するため、令和4年度に引き続き個人農業者への給付額を5万円から7万円に拡充し、第2弾の阿波市ががんばる農業者応援給付金事業を昨年7月10日から9月29日まで申請を受け付け、農業者への有効活用をいただけるよう事業を進めて、給付実績は個人農業者1,596件、農業法人48件で、支払い総額は1億1,652万円と答弁をいただきました。

そこで、再問として、農家経営が厳しい状況の一例を挙げますと、令和5年度産米価は令和4年度に比べ、30キロ袋数百円程度値上がりしましたが、昨年の猛暑日の増加により、高温障害等で品質が低下し、2等、3等米が増加し、実質収益は増加しておりません。このようなことから、新年度も阿波市ががんばる農業者応援給付金事業の継続はあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 竹内議員の一般質問の2問目、農業支援についての再問、新年度も給付事業の継続はあるのかについて答弁をさせていただきます。

本市では、先ほど申し上げましたとおり、令和4年度並びに令和5年度の2か年にわたりまして阿波市ががんばる農業者応援給付金事業を実施いたしました。

この給付金事業につきましては、コロナ禍における物価高騰が長引く中、農業者の皆様

の経営を支える支援策として大変効果があったのではないかと考えておりますが、一方で、国は、我が国の経済はコロナ禍の3年間を乗り越え高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など地域経済にも前向きな動きが見られるとし、本市の基幹産業である農業においても肥料等の価格水準は依然として高いものの価格も安定してきており、また人流の活発化などにより個人消費やインバウンド需要も回復傾向にあることから、農業経営も少なからず改善するのではないかと考えております。

こうした状況を踏まえ、新年度の当初予算においては、今年度のような支援事業は盛り込んでおりませんが、今後、農業を取り巻く環境や社会情勢の急激な変化あるいは多様化、複雑化する中で本市農業に重大な影響を及ぼすと見込まれる場合には必要に応じた効果的な施策を迅速に展開するなど引き続き本市の基幹産業である農業を全力で支えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 森部長より答弁をいただき、令和4年度、5年度2か年の阿波市ががんばる農業者応援給付金事業は、コロナ禍における物価高騰が長引く農業者への支援策として大変効果があったのではないかと考えています。一方で、国は、我が国の経済はコロナ禍の3年間を乗り越え、賃上げ、企業投資意欲など、地域経済にも前向きな動きが見られるとしました人流の活発化により、個人消費、インバウンド需要も回復傾向にあることから、農業経営も少なからず改善すると考えられています。新年度の当初予算には支援事業は盛り込まれていないが、今後農業を取り巻く環境や社会情勢の急激な変化により、本市農業に重大な影響が見込まれる場合は、効果的な施策を展開する。引き続き本市の基幹産業である農業を支えていくとの答弁をいただきました。

農家は大変厳しい経営が続いています。ぜひとも、第3弾の給付金事業の検討をお願いし、次の質問に移ります。

再々問といたしまして、本市の新規就農者支援についてお尋ねします。

市内において、令和2年度の基幹的農業従事者は2,554人、平均年齢は67.7歳です。農業従事者の高齢化が、今後、急速に進むと思います。農地の遊休地、耕作放棄地予防のためにも、移住者、他業種からの新規就農者への期待は大きいと考えられます。

そこで、国、市等の新規就農者の補助金助成金はどのようなものがあるか、お尋ねします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 竹内議員の一般質問の2問目、農業支援についての再々問、本市の新規就農者への補助金、助成金はどのようなものがあるかについて答弁をさせていただきます。

本市では、阿波市農業の未来を見据えた取組を積極的に推進し、日々変化する社会情勢や課題に柔軟に対応できる施策を展開するため、昨年3月に第3次阿波市農業振興計画を策定しております。この計画の主要施策の一つとして新規就農者の育成と確保を掲げ、積極的な事業推進を図っていくこととしております。

具体的に申し上げますと、新規就農者に限りましては、大きくは国の事業である新規就農者育成総合対策と市単独事業である新規就農安定経営支援事業がございますが、順次ご説明をさせていただきますと、国の新規就農者育成総合対策につきましては、新規就農者が融資を受け経営発展のために必要な機械、施設の導入に対し最大750万円を支援する経営発展支援事業、次世代を担う農業者を目指す方に対し経営が不安定な就農直後の経営確立を目的として年間150万円、最長3年間で最大450万円の資金を交付する経営開始資金、また本市単独の新規就農安定経営支援事業につきましては、園芸用施設の整備に最大100万円、農業用機械の導入に最大50万円、農用地等の取得にも同じく最大50万円をご支援しております。

これに加え、本市では、農業に従事する皆様への支援策として、魅力と活力で次世代につなぐ阿波市農業振興事業があり、これまでにご説明させていただきました新規就農者に限ったメニューと併せて活用することも可能となっております。

このように、本市では、国の支援策に加え、本市独自で手厚く支援するなど新規就農者の育成と確保に向け、県内では例のない事業を進めており、今後も引き続き事業を継続することで県下の阿波市農業を守り続けてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 森部長より答弁をいただき、阿波市農業の未来を見据えた取組を積極的に推進し、社会情勢の変化に柔軟に対応できる施策を展開するため、昨年3月に第3次阿波市農業振興計画を策定しました。新規就農者の育成、確保を掲げ、積極的な事業推進を図っていくと答弁をいただきました。

具体的には、国の新規就農者育成総合対策と市単独で新規就農安定経営支援事業があ

り、国の事業は最大で750万円の経営発展支援事業と、経営の確立を目的とする経営開始資金、最大で450万円があり、市の事業では、園芸用施設の整備に最大で100万円、農業用機械の導入に最大50万円、農用地等の取得に最大50万円の支援がある。

これに加えて、魅力と活力で次世代につなぐ阿波市農業振興事業があり、併せて活用することも可能になっているとのこと。今後も新規就農者の育成と確保に向けて、事業を継続することで、県下の阿波市農業を守り続けていくと答弁をいただき、大変心強く感じました。

それでは、次の質問に移ります。

3問目といたしまして、市内において、自治会加入者の割合が低下傾向とお聞きします。昨今の、近所付き合いの希薄化、核家族化、独居老人の増加と要因はいろいろ考えられますが、本市約1万5,300世帯で加入率はどのようになっているか、また未加入者への広報はどのように行っているか、担当部長の答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 竹内議員の一般質問3問目、自治会について、幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の市内において自治会の加入率はどのようになっているかについてでございますが、自治会は、地域に住む一人一人が自分たちの地域のことを考え、自分たちの住む地域をより快適で住みよい環境にするためにお互いに協力し合い、安全・安心なまちづくりを目指して、防災、防犯、環境美化、住民間の親睦、交流など市民に密着した様々な行動を行っています。

令和4年4月1日現在、本市の自治会数は372団体であり、市内全世帯1万5,324世帯のうち、8,815世帯が加入しており、自治会への加入率は57.5%となっています。

次に、2点目の未加入者への広報はどのようにしているのかについてでございますが、近年は少子・高齢化の進行やライフスタイルの多様化等に伴い、地域の行事などには関心が薄くなり、自治会に加入しない人や加入していても活動に参加しない人が多くなってきております。

こうした中、本市では自治会に未加入の世帯の方にも行政情報を的確に伝えるため、広報あわやホームページ、ケーブルテレビ、LINEなどにより、未加入者への広報に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 坂東部長より答弁をいただき、自治会は地域に住む一人一人が自分たちの地域のことを考え、より快適で住みよい環境にするため、お互い協力し合い安全・安心なまちづくりを目指し、防災、防犯、環境美化、住民間の親睦交流など、市民に密着した様々な活動を行っていますが、自治会加入率は令和4年度4月1日現在で自治会数372団体、全世帯1万5,324世帯のうち8,810世帯が加入しており、加入率は57.5%となっていると答弁をいただきました。

2点目の未加入者への広報はどのようにしているかについては、近年の少子・高齢化の進行やライフスタイルの多様化に伴い地域の行事などに関心が薄くなり、自治会に加入しない人や、活動に参加しない人が多くなってきている。こうした中で、本市では自治会に未加入世帯の方にも行政情報を的確に伝えるために、広報あわ、ホームページ、ケーブルテレビ、LINEなどにより、未加入者への広報に努めると答弁をいただきました。

そこで、再問といたしまして、昨今、日本において大きな災害が頻発しています。災害が起きた場合、自助、共助、公助の面からも、自治会は大きな役割を果たすと思います。行政から未加入者への加入促進の働きは行っているか、お尋ねします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 竹内議員の一般質問3問目、自治会についての再問、未加入者への加入促進は行っているのかについて答弁をさせていただきます。

自治会加入率の減少は価値観の多様化、コミュニティー意識の希薄化や社会経済情勢の変化など様々な要因がありますが、近年の大規模災害における自治会の果たした役割からも自治会組織の重要性が再認識されており、災害時には特に非常に大きな助け合いの力となることから、日頃から地域とのつながりを持つことが大切と考えております。

そのため、自治会長に対し他の自治会の先進事例や災害に対する危機意識及び共助意識を高めるための自主防災についての講演会、またケーブルテレビを活用し、南海トラフ地震臨時情報に伴う対応方針の講演を放送するなど自治会への加入促進を図る取組を行ってまいりました。

自治会は自主的に構成する任意の団体であることから、自治会への加入につきましては各自治会に委ねておりますが、市としましては、転入された方に対し自治会への加入の必要性を記載したパンフレットの配布や自治会育成振興費の支給などにより、加入促進策を

行っているところであります。

自治会の加入率の低下につきましては、本市のみならず他市町村におきましても大きな課題の一つでありますので、自治会加入促進の事例を研究しながら、取組を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 坂東部長より答弁をいただき、自治会加入率の減少は価値観の多様化、コミュニティー意識の希薄化や、社会経済情勢の変化など、様々な要因があるが、近年の大規模災害において自治会の果たした役割からも、自治会組織の重要性が再認識されている。そのため自治会長の方々に対し、自主防災についての講演会、ケーブルテレビで南海トラフ地震臨時情報に伴う対応方針の講演を放送するなど、自治会への加入促進を図る取組を行ってきた。自治会加入については各自治会に委ねているが、市としては、転入された方に対しパンフレットの配布や自治会振興費の支給などにより加入促進を行っている。加入率低下については、本市のみならず他市町村において大きな課題ですので、自治会加入促進の事例を研究しながら取組を進めていくと答弁をいただきました。自治会は、希薄化が進む近所付き合いまたは防災等にも重要な役割を果たすと思われまますので、加入促進に向けて市の取組をお願いして、私の今回の質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで4番竹内政幸君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番榎原伸君の一般質問を許可いたします。

14番榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） 議席番号14番榎原伸、ただいま議長の許可をいただきましたので、今回私は3問通告しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1問目、阿波市の防災・減災対策についてお聞きします。

本日3月11日、東日本大震災から13年、自然災害の中でも地震はいつ起こるか分からないと言われてますが、今年の1月1日、元日に起こった能登半島地震から早くも2か月

余りがたちました。被災された人のつらさや悲しみ、これはいつまでも消えることはないと思いますが、既に能登、被災地では復興に向けて動き出しております。どんな困難にも負けない日本人の底力、これを能登に見たいと思っております。

そして、私たちは能登半島地震をはじめ過去の自然災害から多くのことを学び、検証を加えてまいりました。能登から遠く離れた阿波市の防災・減災対策についてお聞きしたいと思っております。

発災後の自衛隊などによる救助、捜査活動や避難所運営など映像が流れてきますけども、こうした活動は公助の責務であります。こうした支援活動は早くても2日後、3日後になります。そこで、自分の身は自分で守る、災害に備えて建物の耐震化や必要な飲料水、また食料の備蓄などを日頃から心がけておく、すなわち自助の精神、お互いに助け合って守る、また災害が起こったときにはけが人の救護や災害復旧への協力、共助の精神、これが基本になろうと思っております。消防団など地元の防災関係機関による体制整備も、これは必要ですけども、市民そして住民による地域防災体制を確立し、地域防災力を高めるべきと考えております。阿波市では、このような大規模災害が起こった場合に備えて、地域住民が自主的に防災活動を行う自主防災組織、さらに市内10校ある小学校区にエリアを広げた小学校区自主防災組織連合会、この結成を推進してきましたけども、現在の結成率、さらに地域ぐるみの防災体制は確立されているのか、これがまず1点。

次に、地震災害のような大規模、広域的な災害に適切に対応するには、地方自治体の区域を越えた流動的で効率的な対応が期待できる防災関係機関や各事業所との連携強化を図るべきと考えております。徳島県は関西広域連合の構成員ですので、大阪府をはじめ2府6県4政令市と広域防災協定が締結されているようです。阿波市においても、こうした広域の応援、支援体制を確立しておくことは、被災者の支援や災害復旧において大変重要となりますので、阿波市における応援協定の状況と計画についてお聞きします。

そして3点目は、平成27年に徳島県LPGガス協会から公共施設などへのLPGガス設備の導入に関する請願が出されました。これは、皆さんご承知のとおり、請願は日本国憲法で保障されている基本的人権の一つです。したがって、非常に重いものですので、何人もの議員から質問が出されたようです。ガスは、個別分散型供給という特性から災害時におけるエネルギー供給の最後のとりでと位置づけられており、平時からの備えとして発災時には避難場所となる体育館などにLPGガス設備の常設が全国的に進められていることから、阿波市議会では全会一致で採択しております。避難所の様子がクローズアップされる

たびに、寒さの中で避難された方が毛布などで暖を取っている映像なんかを見て、発災時の停電などに対して速やかに空調機能が発揮できるガスによる空調施設の必要性を感じました。請願を採択した阿波市では、L P ガス施設の常設にはコスト面などの課題があり、ストーブやコンロのようなガス器具を常備する方向だったと記憶しております。災害への備えとして、災害に強いL P ガス器具の常用、常設状況、以上3点の答弁を求めます。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 榎原伸議員の一般質問1問目、阿波市の防災・減災対策について幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の自主防災組織、小学校区自主防災組織連合会の結成状況についてでございます。

本市の自主防災組織の結成状況でございますが、95.7%となっております。小学校区自主防災組織連合会の結成状況は、これまでに10校区中8校区が結成され、残り2校区についても、令和6年度の結成を目指し、取り組んでいるところであります。

次に、2点目の応援協定についてでございますが、東日本大震災以降、積極的に締結しており、令和4年度までに64か所の企業等と応援協定を結んでおります。今年度は、資機材の提供について2つの企業と協定を締結したところでございます。今後につきましても、災害時、阿波市を支援していただける企業等と協定を結んでまいります。

次に、3点目の請願に採択されたL P ガス器具の常用、常設状況についてでございますが、小・中学校、公民館など多くの避難所では、L P ガス器具を使用しております。加えて、災害時に炊き出しを行うかまどセットが指定避難所に整備されており、プロパンガスでを使用することとなっております。また、小・中学校の調理室などの避難所の調理場など、多くの指定避難所がプロパンガスを使用しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） 今、答弁では、自主防災組織は95.7%で、小学校区の自主防災組織連合会も8校、いずれも結成率は高いものとなっております。これは担当部局のご努力に敬意を表したいと思います。そして、1つこの中で心配なのは、結成しただけで終わらせている自治会もあるように見受けられますので、これはもう少し危機意識を強く持ってもらって、各組織のレベルアップ、これを要望したいと思います。

そして、2点目の応援協定については、今部長から何と64もの事業者と提携ができて

るとのことですので、それに今年度には2つの事業者とも締結予定だそうです。これは、私も徳島新聞に市内事業者との物資の供給締結の記事が載っていたのを記憶しております。現在、64もの事業者や団体と応援協定が結ばれていることに、これは高い評価をさせていただきます。ぜひ、大規模災害になればなるほど行政の対応能力にも限界があると思いますので、地方公共団体との相互の協定や民間機関との協力体制の確立についてなお一層の努力をお願いしたいと思います。

3点目のLPガス器具の常用などについては、部長の答弁でどこにもLPガス器具の設置をしていない、これだったら困るんですけども、多くの避難所においてガス器具が常設されていると。また、かまどセットもプロパンガスの使用ということですので、これは請願採択の趣旨に沿った取組がされているわけですから、こうした内容をぜひ徳島県のLPガス協会にも報告すべきだと思います。よろしくお願いします。

そして、再問なんですけども、今議会では、私以外にも阿波市の防災・減災対策への質問が多く出されていて、答弁を聞く限り、阿波市の防災行政のレベルの高さ、これを非常に感じたんですけども、ただ市民の生命と財産を守る、この大原則からいけば当然かもしれませんが、今私が最も心配するのは市民の危機意識の低さなんです。阿波市における備蓄状況などを心配されている方がいらっしゃいますが、これはほとんどの方が阿波市は大丈夫または自分は大丈夫、何回も言いますが、正常バイアスが働いているように感じます。

ちょっとすいません。

○議長（笠井一司君） 質問の途中ですけど、小休しましょうか。

小休いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（笠井一司君） 再開いたします。

檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） すいません、失礼します。今議会では、私以外にも阿波市の防災・減災対策への質問が多く出されていて、答弁を聞く限り感じたのは、阿波市の防災行政のレベルの高さです。ただ、行政は市民の生命と財産を守る、この大原則からいけば当然かもしれませんが、今最も心配するのは市民の危機意識の低さなんです。阿波市における備蓄状況などを心配されている方も私の周りにいらっしゃいますが、ほとんどの方が阿

波市は大丈夫だろうとか、自分は大丈夫だと、前回言いました正常性バイアスが働いているように感じます。

ここ阿波市は、内陸部ゆえ能登半島地震や東日本大震災のような津波は起こってきませんし、そしてのどかな農村地帯ゆえ住宅が密集していませんので、輪島や神戸のときのような大火災も発生しません。そして、宮川内谷川をはじめ野井戸もあることから、飲料水または生活水には困らない。そうした環境に慣れてしまっている市民。正常性バイアスが働いても不思議ではありませんが、南海トラフ巨大地震の発生も30年以内に70%から80%と予想がされております。

こうした市民の安全神話、市民の持つ正常性バイアス払拭に向けて、私ははっきりと災害に強いまちづくり、災害に強い人づくりに向かって取り組みますと、これを宣言すべきだと思います。市民、地域、行政の役割を明確にした、災害に強いまちづくりへの決意を示した阿波市独自の災害対策基本条例を制定してはどうでしょうか。これは安丸副市長に所見をお伺いします。

○議長（笠井一司君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 榎原伸議員からは、阿波市の防災・減災対策について、再問として阿波市災害対策基本条例の制定についてご質問をいただいております。お答えをさせていただきます。

本市におきましては、災害対策基本法に基づき、平成17年に策定をいたしました防災での最上位計画であります阿波市地域防災計画に加え、令和2年2月に阿波市国土強靱化地域計画の策定をいたしまして、今後30年間の間に高い確率で発生が危惧されております南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震、台風や線状降水帯の影響による豪雨災害などの自然災害に備えるため、防災・減災両面からの取組を強化しているところでございます。

阿波市地域防災計画は、災害対策基本法の改定、国の防災基本計画の改正及び南海トラフ巨大地震被害想定の見直しなどに伴い、平成26年7月の大幅な改定を含め、具体的に柔軟な計画とするため、これまでに11回の改定を行ってまいりました。それによりまして、この計画におきましては、市及び指定行政機関、指定公共機関等の事務及び業務の大綱をはじめとして、災害予防、災害応急対策など市民の生命及び財産を災害から保護し、被害を最小限に食い止めるため、災害対策における数多くの項目を検証し、位置づけております。特に、大規模な災害につきましては、市民が自らの身は自らで守る自助、地域の

安全は地域住民が互いに助け合って守る共助、そして行政による公助という理念のもと、市民の皆さんや事業者、自主防災組織などと連携して防災・減災に関する意識の醸成、自助、共助、公助の重要性を再認識しつつ、阿波市地域防災計画における誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた防災・減災対策に、市民及び市が協働して取り組んでいくことが重要であると考えてございます。

本市の災害対策といたしましては、阿波市地域防災計画を柱として、防災対策本部条例、防災会議条例等により、災害時には迅速で効率的な対応が図れるよう、議員ご提案の災害対策基本条例の制定も併せ今後十分検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） 答弁では、合併時に策定した阿波市地域防災計画、これを最上位の計画と捉えていて、この計画を柱として災害対策本部条例、また防災会議条例により、迅速で、効率的で、副市長おっしゃいませんでしたけども多分柔軟に対応を図ると。そういう答弁でしたけども、確かに阿波市地域防災計画、これは担当部局が創意を結集して作り上げた大変高度なすばらしいものだと、これは認めます。しかし、そこでうたわれているのが、市民の生命、身体及び財産を災害から保護しまたは被害を最小限にとどめることを目的とすると。これは、いかにも地方自治体の堅い言い回しなんです。災害対策から災害復旧までの各項目の手順などが事細かく記載された、実に350ページにも及ぶ膨大な計画書ゆえ、一般市民から見れば災害対策のマニュアル本のような気がして、そういう捉え方をする方も多いと思います。

副市長には大変申し上げにくいんですけども、最上位の計画書、また個別の条例でなくて、市政の憲法とも言われる条例に、災害に強いまちづくり、災害に強い人づくり、これを目指すんだと。私は個人的には、南海トラフ巨大地震を迎え撃つと、これぐらいの強い意志を込めた阿波市独自の阿波市災害対策基本条例、この制定を期待しております。副市長、今後の検討事項ではなくて、制定に向けてよろしく願いいたします。

2問目に移ります。

阿波市の農業振興の中で、農業基盤における減災対策です。さきの質問の中で聞けばよかったですのですが、独立して質問させてもらいます。

能登半島地震では、倒壊家屋の映像や、また幹線道路の陥没、通行不能になっている映像が流されていましたが、農地や水路の用水路の被害状況はあまり報道がなされません。

私が勤めていた全国農業協同組合連合会に石川県の農業被害状況を問い合わせましたが、現在調査中とのことで詳しいことは聞けませんでした。激甚災害の指定を受けた能登半島の農地は液状化現象を起こし、また用水路や農業水利施設も調査中とのことですが、大がかりな補修が必要ではないかとおっしゃってました。

農業を営むには、3つの要素、人、土地、水が不可欠なんです。問題が非常に深刻です。ここ阿波市は、吉野川流域の肥沃な大地に農業が盛んに行われてきました。平野は川の堆積物でできており、液状化が起こりやすい土壌と言われています。政府の中央防災会議は、地震の想定規模マグニチュード8.6で、内陸直下ですと震度7が想定されるということです。阿波市がそうした地震に見舞われたら、市場町の吉野川沿いの農地は液状化現象が起こるそうです。市内全域に張り巡らされた用水路、水利施設など老朽化も進んでいることから、ひとたまりもないと思います。

国は、ライフラインや幹線道路の復旧には全力を挙げますが、過去の災害時でもそうなんですけど、どうしても農業基盤の整備、これは後回しになりがちです。農業を基幹産業とする阿波市では、こうした被害想定のもと、営農再開に向けた減災対策を計画されているのかお聞きします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 榎原伸議員の一般質問の2問目、阿波市の農業振興についての農業基盤における減災対策について答弁をさせていただきます。

近年、全国各地で発生している地震や気候変動の影響による豪雨、台風等の自然災害は、激甚化、頻発化しており、本年1月1日発生した能登半島地震では、農地や農道、ため池や用排水路など多くの農業関連施設が損壊し、地域の農業に甚大な被害をもたらしております。

一方、本市においても、高い確率で予想されている南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震など、大規模地震の発生が危惧されており、農業を支えるインフラ機能が失われ、農業生産が継続できないという事態も想定されます。こうした災害から本市農業を守り、農家が安心して生産活動を継続できるよう、平時から農業施設の強化対策を講じていく必要があると考えております。

こうしたことから、災害に対する事前の備えとして、現在本市では、国営吉野川北岸二期土地改良事業による吉野川北岸用水幹線水路の耐震化工事や、県営農村地域防災減災事業による農業用ため池の堤体補強工事を実施しております。また、農業用ため池が被災し

た場合に備え、ため池ハザードマップの作成及び全戸配布するとともに、老朽ため池の廃止工事や、令和6年度からは農業用ため池の適切な水位を管理するために水位計を設置するなど、防災・減災対策を計画的に進めているところでございます。

今後とも、国や県と連携を図りながら、農業関連施設の防災・減災事業に取り組むとともに、大規模災害からの復旧と営農再開への備えにより、農業施設が機能不全に陥らない災害に強い本市農業の実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） 行政は、私のイメージですけれども発生主義だと思ってましたので、今、森産業経済部長の答弁を聞いて少し驚いております。産業経済部では、近い将来に発生予想の南海トラフ巨大地震による農業インフラの機能不全を想定して、答弁では吉野川北岸用水や、また幹線水路の耐震化、農業用ため池の補強など、関連対策を強化しているとのことですので、こうした取組は未来の阿波市農業への投資です。災害に強い農業は持続可能な農業にもつながりますので、部長、水だけでなく、農地に関しても液状化する砂の層を粘りのある層に替える土質改良など、災害に強い農業基盤についてもよろしくお願いいたします。

最後の質問に移らせていただきますが、よろしいですか。

○議長（笠井一司君） どうぞ。

○14番（榎原 伸君） 最後の質問に移らせていただきます。

ワクチン接種についてであります。

新型コロナウイルス感染症も、昨年5月に2類から5類に移行され、私たちの暮らしや経済も元に戻りつつあります。目に見えない敵、ウイルス、疫病退治の主役、これは間違いなくワクチンだと思っております。私たちの周りには、病気を引き起こす細菌やウイルスが無数存在しております。病原体が体の中に入ると、病気になったり、死に至ることもあります。病原体に打ち勝つ仕組み、免疫を利用したのがワクチンであります。ワクチンは、自分が病気にかからないようにする、またかかっても症状が軽くて済むようにする。それだけでなく、自分が接種することで身近な人に病気をうつすことを防ぎます。こうした輪が地域に、そして全国や世界に広がって、多くの人々を感染から防ぎます。

イギリスのお医者、ジェンナーが世界で最初に天然痘のワクチンを作ったと習いました。その後、次々と新しいワクチンが開発をされてきましたが、我が国で接種できるワク

チンとしては、法律で定められた定期接種とそれ以外の任意接種があり、どちらも効果、安全性が認められています。定期接種は、国や自治体が強く進めているワクチンですので、定められた期間内に接種をすれば、無料または一部負担で接種ができます。任意接種は、接種する側に判断が任されていて、病気に対する治療ではないため健康保険がまず適用されず、原則自己負担となっています。これにおたふく風邪のワクチンなどが該当します。

私は今回、数あるワクチン二十何種類、この中で昨年後藤議員また北上議員から質問のありました子宮頸がんワクチンとインフルエンザワクチンについて質問したいと思います。

定期接種の子宮頸がんワクチンでは接種状況、インフルエンザワクチンについては費用負担について答弁を求めます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 樫原伸議員の一般質問の3問目、ワクチン接種についての1点目、子宮頸がんワクチンの接種率、インフルエンザワクチン接種の自己負担についてのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、子宮頸がんワクチンは、子宮頸がんの罹患を防ぐことを目的に、平成25年度から小学校6年生から高校1年生までの女子を対象に無料で受けられる定期接種として開始しております。議員ご質問の子宮頸がんワクチンの接種率につきましては、積極的勧奨がなかった期間である平成26年度から令和元年度までは0.2%から3.6%で推移しております。その後、国からワクチンの有効性、安全性に関する情報提供があったことから、令和2年度は5.9%、令和3年度は14.9%となっております。また、令和4年度から令和6年度までの3年間に限っては、これまで接種を差し控えていたと考えられる平成9年度から平成17年度生まれの9学年の方に対してのフォローアップとしてキャッチアップ接種が全額公費負担で接種が開始され、令和4年度の接種率は22%、令和5年度は1月末現在で21.2%となっております。

続いて、インフルエンザワクチン接種につきましては、かかると重症化しやすい65歳以上の高齢者等に対して定期接種として助成を行っており、自己負担額1,600円で県内広域で接種することができ、残りの費用については市が負担をしております。なお、今年度に限っては、県の支援により自己負担額800円で接種することができ、7,164人の方が接種をされております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） ただいま稲井健康福祉部長から答弁をいただきましたが、子宮頸がんワクチンの未接種の人の対応について再問をさせていただきます。

男性議員の私が子宮頸がんワクチンに関する質問、これをしたのには理由があります。約30年前、中学生のときに英語を教えてくれた先生に久しぶりに再会をしまして、その方はお医者のお奥さんでしたので、檜原君、私がんが見つかったの、キャンサー・オブ・ユータラスだって。キャンサーはがんというのは分かりましたけども、ユータラス、この単語が分かりませんでしたので首をかしげていましたら、女性だけがかかるのよとおっしゃりました。まだ、がんが不治の病と言われていた時代でしたので、どのように声をかけていいのか分かりませんでした。残念ながらその先生は2年後にお亡くなりになりました。この子宮頸がんは、年間約1万1,000人の方がかかり、約2,900人が亡くなっている非常に怖いがんの一つです。

そこで、私は予防接種の大切さを問うべく、平成25年の定例会で、子宮頸がんの感染はワクチン接種で防ぐことができます、3回接種すれば免疫もできますので、そして女性の不安解消にもつながる、またがんにかからなければ医療費の抑制にもつながる、そういった趣旨で100%完全接種を目指すべきとの質問をさせていただきました。答弁では、当時阿波市で未接種の方は18人ぐらい、非常に高い接種率でしたけども、先ほど稲井健康福祉部長の答弁では、積極的勧奨がなかった平成26年度から令和元年度までの間は0.2%から3.6%と非常に低い。令和2年度は5.9%、令和3年度は14.9%と少し高くなって、キャッチアップ接種が開始された令和4年度は22%、令和5年度は21.2%。接種率の変遷はよく分かりましたが、依然接種率は低いと言わざるを得ません。

ここで、子宮頸がんワクチンの取組を時系列で説明させていただきます。

我が国では、平成22年から公費助成が始まり、平成25年から小学校6年生から高校1年生に相当する女子に定期接種の積極的勧奨が始まりました。ところが、安全性、効果が認められたはずの子宮頸がんワクチンに、接種後全身が赤く腫れるなどの有害事象が全国に広がり、国は僅か2か月後、平成25年6月から積極的勧奨を差し控えました。そこで、承認機関である厚生労働省では、原因の究明、安全性確保にも取り組み、徐々にワクチン接種への認識や理解が広がり、令和3年11月、積極的勧奨の差し控えを終了すると

いう旨の通知を出しました。国は、その期間中、接種しなかった、またためらった女子に対して、令和4年4月から令和7年3月までの3年間、キャッチアップ接種として公費による接種を実施しております。このことについては、徳島新聞にも掲載されておりました。本県における対象者数が約2万9,000人、接種を受けた人は、昨年9月時点で7,152人とどまっていると。

私は、厚生労働省が積極的勧奨を行わなかった平成9年度から平成17年度生まれの女子にとっての空白の失われた9年間への対応について再問させていただきます。

感染予防のための子宮頸がんワクチンの接種を逃した女子への対応として、先ほどからおっしゃってたキャッチアップ接種、これは私から言わせますと救済措置でも何でもなく当然の対応だと思いますけども、こうしたキャッチアップ接種による無償化だけでなく、検診への助成拡大をお願いしたいと思います。子宮頸がんも他のがん同様、早期発見なら命を落とすことはないと言われており、そのためにも2年に1回の検診を受けることが大切だとも言われております。子宮頸がん検診の推奨と検診に係る費用負担について伺います。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 榎原伸議員の一般質問の3問目、ワクチン接種についての再問、子宮頸がんワクチン未接種の人の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、キャッチアップ接種を含めワクチン接種の対象となった方に対しては、個人通知を行っており、その際にワクチンの効果や安全性などを含む啓発資料を同封しております。その後、未接種者に対しては、年度末に勧奨のはがきを個人送付して接種勧奨に努めるとともに、ホームページ等で啓発を行っており、接種に対する相談があった際には丁寧な説明をさせていただいております。

加えて、子宮頸がん予防については、ワクチンの接種だけでなく、子宮頸がん検診の受診も重要となってまいります。本市では、子宮頸がん検診については、二十歳以上の女性を対象に助成を行っており、年度内に21歳になる方には、子宮頸がん検診無料クーポン券を送付しており、自己負担額は1,200円となりますが、2年に1回助成を行っております。

本市といたしましては、引き続き子宮頸がんを予防するための対応として、子宮頸がんワクチン接種や子宮頸がん検診の必要性をしっかりと啓発することに取り組み、予防につな

げてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） ありがとうございます。子宮頸がん予防について今部長からの取組を聞かせていただきました。

ワクチン接種だけでなく、検診の受診が重要であるということですが、これは私も同感です。そして、答弁にありました21歳を迎えた女性に子宮頸がん検診の無料クーポン券が送付されているということですが、これは私も知りませんでした。ただ、依然若い女性の受診率が低いようですので、ぜひとも周知に努めていただきたいと思います。

そして、もう一つお願いが。2年に1回、自己負担は1,200円で検診を受けれる助成制度があるようですけども、これについても先ほどから私が何度も言ってます、接種を逃した対象者については、何とか無償で受けれるように予算措置をお願いしたいと思います。

そして、議長、よろしいですか。

○議長（笠井一司君） 続けてください。

○14番（檜原 伸君） それでは、インフルエンザワクチンの費用負担について再々聞になりますけども、いたします。

答弁では、65歳以上の高齢者には、自己負担1,600円のうち、今年度は県の支援により半分の800円で接種が受けられたようです。重症化を防ぐということに重点を置いて広域で接種ができるようですが、一方で子どもたちに関しては、昨年の北上議員への答弁では、発症及び重症化を防止するための有効性が限定的かつ発症がほとんど確認されていないことから、あくまで個人の判断に任す任意接種が妥当であると、次の世代を担う子どもたちには自己負担を強いております。確かに、子どもたちがインフルエンザにかかって重症化して亡くなったというような話はあまり聞きませんが、かかれば何日間は学校を休むことを余儀なくされます。発症がほとんど確認されないというのは、この3年間、学校では新型コロナウイルス感染症の対策として高度規制や手指消毒、またマスクの着用、そういったことを励行しておりましたので、その影響ではないかと思います。5類に引き下がって、この冬、集団感染による休校や学校閉鎖はかなり見受けられました。国の将来を担う子どもたちにそうした心配がないというのは、間違っているような気がします。

そして、今回私は子育て世帯の立場に立っても要望したいと思います。

阿波市では、赤ちゃんから2歳児までの家庭に阿波っ子応援券、これはインフルエンザやおたふく風邪の予防接種にも使えるもので、子育て世帯にとっては大変好評な助成制度ですが、あくまで3歳まで使える限定的なものなんです。18歳までの子どもを持つ家庭にとって、特に多子家庭には経済的負担が大きいのしかかかってきます。

そこで、18歳未満のワクチン接種の無償化を要望したいと思います。阿波市の財政状況が厳しいのは十分承知しておりますが、ワクチン後進県、後進国と言われなくても、18歳未満のインフルエンザ予防接種助成に対する答弁を町田市長にお伺いします。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 樫原伸議員の一般質問の3問目、ワクチン接種についての再々問、18歳以下のインフルエンザ予防接種の助成について答弁させていただきます。

本市では、1点目でも稲井健康福祉部長より答弁させていただきましたが、高齢者等のインフルエンザワクチンに対しては、一定の発症予防、重症化予防効果が確認されていることから、予防接種法に基づく定期接種の対象として公費で一部助成を行っております。

一方で、子どもさんへのインフルエンザワクチンの定期接種化については、国において検討が重ねられた結果、発症及び重症化を防止するための有効性は高齢者の皆様等に比べまして限定的であり、個人の判断で任意に接種を行うべきだとされております。

こうしたことを踏まえて、現時点では18歳以下のインフルエンザ予防接種に公費助成をするかにつきましては引き続き研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 樫原伸君。

○14番（樫原 伸君） 市長から答弁いただきました。

子どもたちへの定期接種化については、発症及び重症化を防止するための有効性、これは限定的であるので任意接種で行うべきだと、今後も検討してまいりますという答弁でしたけども、恐らく専門家や有識者の意見を尊重した国の見解に沿ったものであります。これでは昨年の上議員への答弁と代わり映えのしないものです。市長、上議員からは、ぜひ18歳未満への無償化を取り付けてくださいと、このように強く言われております。これでは自席のほうへ帰りづらいんですけども、これは再々問なので質問できませんが、最後に一言市長に言わせてもらいます。

市長、さざ波効果という言葉はご存じでしょうか。小さいときに小川や池に向かって平べったい石を投げたりしましたよね、水切りみたいなものを。池に小石を投げ入れると、波紋が広がります。誰かのちょっとした行動が他にも影響して、よい変化が生まれる。町田市長、対象者18歳未満全員とは言いません、まず受験生へのワクチン接種無償化を実施していただきたい。今はインターネットの社会です。阿波市のこうした取組は、全国の自治体にも広がり、それは18歳未満の無償化にも、やがて全国民の定期接種化にもつながる可能性があります。参考までに、アメリカではインフルエンザワクチンは定期接種です。市長、ぜひ国に向けて、全国の自治体に向けて、まずは受験生へのワクチン接種無償化という小石を投げてくださいと思います。

これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（笠井一司君） これで14番樫原伸君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番原田健資君の一般質問を許可いたします。

5番原田健資君。

○5番（原田健資君） 5番原田健資、ただいまから質問を開始したいと思います。

それでは、最初にネーミングライツについて、1、どのような施設を考えているのかという質問から始めたいと思います。

ネーミングライツとか言いますが、何なの。片仮名語で分からない。既にあるホールとか施設に新しい名前をつける名づけの権利のようですが、よく使用されるホールや球技場、劇場に自分の会社の商品名をつけたりすると、事あるごとに効率よく自分の会社の商品名が宣伝できることで売上アップということでしょうか。さらにもうけを増やすため、宣伝のためにそこまでやるかと思いますが、これが今の世の風潮でしょうか。とにかく、歯止めなくもうけの追求になるかもしれません。

旧の古いせつかく知れ渡っている名前がすぐ替えられ、新ネームにすり替えられると戸惑うでしょう。徳島市内の大ホールの名前が銀行名に変わり、銀行ビル本店内のホールと勘違いして間違っって本店に行きそう。そうした勘違いをなくするためには、元の名前を一

部含めるなどして、名前が長くなりますが場所違いを招かないような配慮の上での権利売りを願いたいものです。

ネーミングライツの名づけの権利をあげてしまってまでして、どれくらいのものを見込んでいるのでしょうか。対象となる施設は、何か所ぐらい予定しているのでしょうか。これからの展望や取組等をお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 原田健資議員の一般質問1問目、ネーミングライツについて、どのような施設を考えているのかとのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本市の財政状況は、人口減少等により、市税収入や地方交付税が減収傾向にあることに加え、合併時の特例債の期限終了、さらには固定経費である扶助費の増加など厳しい財源の中、スポーツ施設などの老朽化した各種公共施設の更新等が今後迫られ、厳しい財政状況となることが想定されます。

そのような中、本市といたしましても、歳出削減はもとより、積極的に新たな歳入確保に努めていくことが重要であると考えており、今後の行財政改革を推進していく上でネーミングライツ制度の導入といった新たな財源の確保に向け、令和6年度から鋭意取り組んでまいります。

官民間で実施されておりますこのネーミングライツとは、契約により施設の名称に企業名や商品名を冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツを取得した企業等から対価を得るというものでございます。自治体における導入のメリットといたしましては、ネーミングライツを売却することで、財源となる収入を得ることができます。また、購入した企業にとりましては、自社の知名度向上並びに地域貢献によるイメージアップにもつながるなど、宣伝効果が見込まれます。

議員お話しの導入対象とする施設につきましては、スポーツ施設や公園など、利用頻度や利用者数の多い施設が対象となるのではないかと考えております。

具体的な施設につきましては、今後、審査機関であります阿波市広告審査委員会をはじめ、公共施設を有する関係部署と連携をし、庁内全体で協議、選定を行っていくとともに、応募される企業に関心を持っていただけるよう引き続き準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田健資君。

○5番（原田健資君） ありがとうございます。まだまだこれからのようですが、一方

の節約や捨てるものの有効活用、経費節減や効率化の取組もよろしくお願ひいたします。

阿波市で一番有名になったと思うアエルワが今回ネーミングライツの対象外と聞いたときは、ショックでした。既に、アエルワの全てが現在ずっと貸出し中だということだそうできて、対象外ということです。アエルワに思いをはせていましたが、がっかりです。今は、2番候補はどこということなのでしょうか。

次の質問に移りたいと思います。

スマートインターチェンジについて、現在の状況はどうか、今後の進展はどうかという質問をしたいと思います。

徳島の沿岸の高速道路の進展ぶりは、こちらからは目には見えませんが、ニュース、記事等では、津田と沖洲など、相当進展してよくなっているようです。そのうちに、小松島市へあつという間と言えるほど早く行けるようになるのでしょうか。

一方、地元徳島道では、4車線化もされながら、というより今は市場町のスマートインターが気にかかります。尾開地区では工事が進んでいるようですが、関心のある人は期待に胸弾ませ、興味津々ではないかと思ひます。私もその一人です。高速や要らんでえだ、通れへんしという声も聞きますが、とにかく観光客増、企業誘致、身近に有利な働く場の増加等、有利な面に期待してあります。

夢多き市場のインターチェンジの現在の状況はどうか、今後の進展はどうかお答えください。質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 原田健資議員の一般質問の2問目、スマートインターチェンジについて、現在の状況はどうか、今後の進展はどうかのご質問に答弁させていただきます。

本体工事である阿波スマートインターチェンジ工事は、事業主体である西日本高速道路株式会社四国支社が発注し、順次工事が進められており、工事の主な内容としては、ランプ設置のためののり面掘削、その掘削土を用いた南側料金所付近の造成及び市道との交差部へのボックスカルバート設置などとなっております。現在の状況としては、令和5年11月に徳島自動車道の上空に架かる八坂第1跨道橋の一時撤去をしたところであり、そのほか現地では、市道山麓東西1号線の交差部にボックスカルバートを施工するための市道掘削、市道八坂線の交差部にボックスカルバートの施工、徳島自動車道北側斜面の掘削及び掘削した斜面への補強などが施工中となっております。

また、今後においては、先ほどの工事を進めながら、市道山麓東西1号線の交差部にボックスカルバートの施工、オン、オフランプの設置など、順次工事が促進していくと伺っています。

加えて、本市においても、関連するアクセス道路の整備を行っており、その工事の主な内容としては、インターチェンジへの進入レーン新設に伴う道路拡幅、市道北側へ歩道の新規設置などであり、現在は市道山麓東西1号線への歩道の設置を進めております。

現状において、（仮称）阿波スマートインターチェンジの工事全体は順調に進捗しているものと認識しており、引き続き西日本高速道路株式会社四国支社と連携を図り、一日も早い供用開始を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田健資君。

○5番（原田健資君） ありがとうございます。カルバートとかランプとか出ましたが、白い筒型の大きいバスも通れるようなコンクリート製の暗渠のトンネルのようですが、ランプは傾斜路と理解しておりますが、農免道路、山麓線の道の下に造ったトンネルをくぐって、傾斜路を低いところにある高速本線に下りていく道づくりのための工事ということでしょうか。この先楽しみにしております。

なお、（仮称）阿波インターとか申しておりますけれども、インターの名前の中に、地元としては尾開、市場町、阿波市場、市場等の地名の文言が少しでも入りますようお願いしております。土成インター、阿波パーキング、土成、阿波は当初から名前がありますが、市場は名前すらありませんでした。市場ーフインター、ちなみに高松道はインターごとに町の名前がずらりと並んでおります。ぜひ、地元町名を、市場等の文字を入れていただきますよう、入りますようよろしくお願いいたします。

また、周辺対策として周辺道路も大切です。川島、山川からまた、市場に来たことない人に市道の道しるべは必要ですし、奈良坂の密集地からの道、市場中学校裏からのスムーズな行程、道づくりもよろしくお願いいたします。高速なのに高速までの道がくねくねでは、時間の無駄です。また、周辺の安全対策のほうも格段のご配慮をよろしくお願いいたします。

これでこの項の質問を終わります。

続きまして、3番目に地域公共交通について、1、阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりの事業費について、2番目として、市外の乗降場所の増設の予定はあるのか、市外の方

の利用についてで進めさせていただきたいと思います。

うるう年の今年は、お遍路さんは逆回りの年とかになっているようで、特に逆回りに御利益があるようです。それでなのですが、御利益の逆回りは88番スタートでなく、10番札所をスタート、出発して、そして日開谷川に沿うように遍路街道を遡り、88番大窪寺につなぐべきなのです。10番スタート、それでこそ完璧な遍路道全踏破となるようです。

阿波市の観光パンフレットに遍路札所は欠かせないようです。10番から88番は、発心から涅槃への直行ルートですが、この道は過疎、中山間地活性化にも、また観光ルートとしても重要と思います。このルートは、数年前はバス路線がありましたが、無残にも斬り捨て御免の言葉もなく、戦前から長く続いたルートはあえなく消滅させられました。デマンドバスが登場しましたが、元の山間地ルートは全然関係なくお構いなし、登録者さえもその山間地には行けない、なぜならそこに乗降場所がないからなのです。

登録者しか乗れないバスの運行ですが、公共と言いながら乗降場所一覧表を見ても平地ばかり約130か所、過疎対策の面影もなく、子育てはいいんですけれども、山間部の老人切捨ての町になりかねません。子どものスクールバスも平地だけだと困ると思います。

「朋あり遠方より来たる また楽しからずや」、デマンドバスで行けない地域、交流できない地域、出てはいけても山手に乗降場がないので来る人が来れない、来てもらえない。乗降場所のない地区ということで、路線バス時代の経済性と今のデマンドバスの経済、数、その他経済的差を知りたかったのですが、古い資料がないとのことでした。

今のところ比較のしようがないようですが、事業費等について現在の状況など分かることを教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 原田健資議員の一般質問3問目、地域公共交通について、阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりの事業費について答弁をさせていただきます。

あわめぐりは、令和元年度の実証実験運行開始から利用者数が年々増加しており、令和4年度の利用者数は1万3,424人となりました。この運営に係る令和4年度の事業費につきましては、約3,460万円となっております。このうち、利用者には運賃として500円もしくは300円を負担していただいております。加えて県からの補助金などがあり、本市の実質の負担額については約2,400万円。こちらを昨年度の利用者数で割り、1人当たりの負担額にしますと、約1,800円となっております。

事業費につきましては、人件費や燃料費の高騰などの影響で増加傾向にはありますが、地域の移動手手段の確保のため、引き続き健全な財政運営に努め、持続可能な公共交通として運行してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田健資君。

○5番（原田健資君） 約3,460万円とか約2,400万円とか、大きな金額が出ました。いずれにしても、一部分をこちらの地域にもご配慮願えたらと思います。

引き続き、次の質問ですが、市外の乗降場所の増設、市外の人利用等について質問したいと思います。

市外のJR駅、またバス乗り場等には乗降場があるので、カラオケ、遊技場、大阪、県外などどこでも行けます。乗降場近くの友達の家でも行き放題でしょう。乗降場所については、吉野25か所、土成28か所、市場32か所、そして阿波42か所、いずれも平野部だけにあります。中山間地の広い市場は、数年前には県境に行く学界目線があったのですが、既得権とかを考慮しても何かあるべきと思います。デマンドバスの乗降場の一つもないというのは、どういうことでしょうか。住民無視も甚だしいと思います。

4町各町には公民館、学校などに乗降場所がありますが、市場町には山間部に2つの小学校跡があり、集会所等もあります。平地部と同じように、乗降場所をここに造るべきでしょう。さらに、阿波町、土成町のバス停に乗降場所がありますが、市場町内にもあるバス停は、乗降場になっていないのです。山間部といえど市場町内にあるので、ここに乗降場所を造るべきだと思います。

隣接したさぬき市も東かがわ市も、県境まで奥深くサービスをしています。さぬき市では、誰でも低料金で電車の駅まで乗れます。一方、こちらの市場町の山間部は、人口が少ないので切捨て、乗降場所不要、長距離は高いタクシーに乗れと言わんばかりです。これは不公平です。

そもそも、市場町は、4町の中で山は広く、面積も一番広く、県境まで人家があり、山間地の広いのが当たり前の町です。当たり前のように県境までサービスを展開させるのが筋だと思います。北に向けての市場町内のバス停と北の市外のバス停には乗降場所を造り、中山間地の活性化に努めてほしいのです。市外へは、僅か7分少々でさぬき市のバス停乗降場に行けるのです。

また、特定の乗降場所では、路線バス日開谷線の名残を考慮して、登録者以外でも自由

に利用できるようにしてほしいのです。お遍路さんや外国人、登録してない一般人も自由に利用できるように乗降場を造るとよいと思います。今は登録者さえ中山間地の友人宅にも乗降場がないから行けません。平野部と市外、乗降場は何キロも遠く離れたところにあるのです。

また、新しい観光開発に札所は大切でしょう。観光客を誘いながら、バスには乗せないはないでしょう。札所にも乗降場所は必要です。観光予算をバスに回してでも、市内外の無登録の一般人のバス利用可能範囲の改善に努めていただきたいと思います。遍路など観光客は大切です。ちなみに、大影の境目バス停からは大川バスのJR三本松行きが平日3便ほど、さぬき市88番大窪寺バス停からは道の駅ながお方面行きが平日4便ほどあります。過疎、山間部の活性化に福祉的要素は必要と思います。それらが感じられるような営みを阿波市に求めます。

それで、冒頭に申しました乗降場所の増設、市外の方の利用について質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 原田健資議員の一般質問3問目、地域公共交通についての再問、市外の乗降場所の増設の予定はあるのか、市外の方の利用について答弁をさせていただきます。

あわめぐりは、自宅または指定の乗降場所間を運行する公共交通であり、効率的な運行のため、指定乗降場所としては特に要望の多かった医療機関や商業施設などを中心に指定しております。なお、一部例外的に阿波市外の乗降場所が指定されておりますが、これは阿波市内にJRの駅や総合病院がないことから、陸運局や吉野川市の地域公共交通協議会、また地元タクシー会社などの承諾をいただいた上で、鴨島駅、学駅、阿波山川駅の3駅及び吉野川医療センターに限って乗り入れをさせていただいているものでございます。

このように、市外への運行は本市の状況だけでなく、乗り入れを行う地域の地元業者等への影響を考慮しつつ、当該市町の交通協議会との協議を行う必要があるなど、公的負担のバランスも含め様々な課題が生じるものでございますので、現時点では市外乗降場所の増設は見込んでおりません。

なお、アクセスのニーズが高い市内の乗降場所の増設につきましては、阿波市地域公共交通活性化協議会の中で検討してまいりたいと考えております。

また、阿波市外の方の利用についてでございますが、あわめぐりの導入目的が、交通弱

者をはじめとした市民の移動手段の確保であることに鑑みますと、まずニーズの高い通院や買物の利用者を優先的に支援する必要があると考えております。また、タクシー事業者等の他の交通機関への影響等も考慮する必要があるため、市外の方の利用につきましては慎重に検討する必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田健資君。

○5番（原田健資君） いろいろな不公平的な縛りがあるように感じました。とにかく市民の側に立ったものにしてほしいです。いろいろ申し上げましたが、高松市、さぬき市に大変近いこの地域ですから、香川への窓口です。中山間地ながら香川、さぬきに向けては裏ではなく表です。最先端になる可能性もあります。阿波、さぬき、交流の流れを大切にしなければなりません。交流活性化のためにも、また過疎対策にも中山間地に注目は必要です。成否は別に、市外圏域との交渉に当たるなどして市民の側に立った今後の改革に期待いたします。

日本のライドシェアも当面は欧米並みの自由奔放なものでもなさそうで縛りがあり、市民にあまり有利なものでもなさそうですがっかり、残念です。それゆえに、これからの阿波市のバスの市民側に立つずば抜けた改善、改革が必要と思います。そのほうよろしくお願ひいたします。いろいろ申し上げましたが、今後、デマンドバス、期待しております。よろしくお願ひいたします。

以上で原田健資、5番、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで5番原田健資君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時28分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番黒川理佳さんの一般質問を許可いたします。

1番黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 議席番号1番、無所属、黒川理佳、ただいまより一般質問をさせていただきますと思います。

まずは、お礼を。議員になり2年がたとうとしています。当初より訴えてきているのが

有機農業の大切さ、それがみどりの食料システム戦略の活用を前向きに推進協議会、また有機農業での地域おこし協力隊と施策が具現化していることに喜びを隠し切れません。担当の方をはじめとする理事者の方の真摯な動きに一言お礼を申し上げます。

阿波市での農業の大切さは、何度でも申し上げますが、他の市町とは別格であると考えます。農業立市である阿波市は、ほかの市町にはないほどの恵まれた土壌と日照条件を持つ市なのです。食べることは生きることであり、有機農業を広げることは健康面はもとより持続可能な社会を育んでいくことにもなり、阿波市の未来を豊かにするものだと考えます。農業が大変なんていうせりふを阿波市でもう言わせないでください。農業は、産業にも教育にも観光にも防災にも通じる最大の阿波市の強みということをくれぐれも念頭に置き、今後とも阿波市独自の農業の展開をお願いしたいと思えます。

さて、前置きはこの辺で本題に入ります。

生きることといえば、毎日の生活の上で欠かせないのがごみの問題です。阿波市のごみ問題も待ったなしです。今回質問するのは、ごみの現在進めている方式の固形燃料の受入れについてです。

まずは、少しおさらいさせてください。こちらは今までの経緯を私なりに解釈したものになります。

現在の炉は溶融炉と呼ばれるもので、当時はダイオキシンも出ない夢の溶融炉と呼ばれていました。しかし、ごみの量が大量に要ること、またコストが莫大にかかることがちょっと懸念される点であります。そして、自治体の多くにあるのがストーカー炉、こちらが一番話が早いんですが、燃やし初めと終わりにダイオキシンが出てしまうというのが嫌なところです。ただ、こちらも炉を止めずに燃やし続けるとダイオキシンは出ないというのがあまり知られていない状態です。ちなみに、現在使っている阿波市での溶融炉も燃やし続けているのでダイオキシンは出ないと聞いております。ただし、燃やし続けるため、24時間の人員配置やその分のコストというのが大変かかるものにはなってきます。

そして、これから阿波市が採用としているのが燃料化方式と呼ばれるもの。発酵、分解したものを最終的に圧縮して固形燃料にするもので、やり方はコンポストと同じような考え方で、最終的に燃料にするので、燃料化方式と呼ばれます。ちなみに、この燃料化方式でできる燃料にはRPFとRDFがあり、阿波市はRDFが作られます。RPFというほうはプラスチックも混ぜたもので、カロリー量が多く良質の燃料とされているのに対し、RDFはカロリー量が少ない燃料となります。ちなみに、阿波市が参考にしている三豊市

はRDFを作るんですが、すぐ近くにある親会社に渡すとRPFに変えてもらって売るので、売り先にあまり困りません。ただ、阿波市はもちろん親会社がないので、RDFのまま売ります。なので、全国でも数えるほどしか売れる場所がないと把握しています。

そして、予定している施設は、簡単に言えば、コンクリートの建物の中で風を送って乾燥さすので、コンクリートの中で扇風機を回している状態の方式です。本来は、ここにもうひと手間機械を挟むんですけども、阿波市にはそれがありません。本来あるはずの化石燃料での乾燥機と脱臭炉がないため、広い敷地で17日間かけて乾かします。これをチェックポイント1とします。ちょっとまた後で出てきます。ですから、建物の費用が安いし早いというのが特徴になるんですけども、そのはずなんですけど、あまり安くないというのが気になるようになります。こちらちょっとチェックポイント2とさせていただきます。ここでできたRDFは売り先が限られている。なぜなら、普通の炉では塩ビが入ると炉が壊れてしまうため、それが厄介です。だから、売り先は特別な炉があるところに限られています。こちらをチェックポイント3として、阿波市もこの売り先にめどがついているという説明をされています。

そして、いよいよというあたりで入札不調からの現在に至りまして、2025年8月の稼働が困難という状態に至っています。こちらが私が私なりに解釈した内容だと把握しております。

その中で、今回第1問の意図といたしますのは、この売り先のRDFに対応している炉についてです。

それでは、新ごみ処理施設についての固形燃料の受入先についてご答弁願います。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 黒川議員の一般質問の1問目、新ごみ処理施設についての1点目、固形燃料の受入先について答弁をさせていただきます。

中央広域環境施設組合の新ごみ処理施設における固形燃料の受入先につきましては、極めて重要な課題であると認識しております。このことにつきましては、12月議会でもお答えいたしましたとおり、受入先については一定のめどがついており、実際の固形燃料の受入れまでに、価格なども含め受入れ側と継続的に協議、調整していくよう進めることとしております。まずは、受入れが可能であるとの意向が書面により具体的に確認できるよう、中央広域環境施設組合におきまして受入先との協議を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいまご答弁いただきましたように、受入れが可能である意向を書面で確認できるように進めているとのことでした。

そうなんです。受入先の炉が完成するのはまだ何年か先を予定しております。2025年よりも先にできる予定となっています。これ、予定は未定ですので、こういう大がかりな事業っていうのは遅れることもあります。しかも、売り先は民間です。このような物価高騰などの影響による民間の経営状態によって大きく予定が変わることはあると思います。その何年後かに照準を合わせた計画で毎日出るごみの処理を任せて本当に大丈夫なのでしょうか。議員としてはもちろん、一主婦としても疑問を抱かずにはられません。

そして、先ほどのチェックポイントの1、化石燃料の乾燥機や脱臭機を使わないため17日ほどの日数がかかること、そしてチェックポイント2の乾燥機と脱臭機がないため、早く、安く施設を造れるはずなのですが、実際はなかなかの高額となっております。さらには、RDFの売り先までの輸送費などはまだ未算出とのこと。そして、チェックポイント3の受入先の炉がまだ未完成なことなどの3つの懸念点を受けての再問となりますが、そのような中で、現在予定している燃料化方式で今後も計画を考えていくのでしょうか。こちら、市長の答弁を願います。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 黒川議員の一般質問の1問目、新ごみ処理施設についての再問、現在予定している燃料化方式で今後も計画を考えていくのかについて答弁をさせていただきます。

最初に、現在の新ごみ処理施設について、こういう経緯に至っていることにおわび申し上げます。

中央広域環境施設組合の経緯を振り返ってみますと、新ごみ処理施設につきましては、6年前の平成30年6月に報道等で、現在2市2町、吉野川市、阿波市、板野町、上板町で行っている施設につきまして、令和7年の、来年の8月をもって吉野川市が脱退するというのを平成30年6月に宣言いたしまして、昨年、第2回吉野川市の定例会で決議したということで、これ2年前ルールということで、地方自治法が改正されまして、平成24年に2年前ルールを適用して吉野川市が、過去の構成市町村の全ての議会の議決をもって一部組合を脱退するというルールが変わりました。ということで、吉野川市はこれで脱

退できるという手続ができました。これを踏まえて、平成30年8月2日に吉野川市を除く1市2町、本市と板野町、上板町で新ごみ処理施設の整備検討委員会というのを設置しまして、検討を重ねて令和元年9月6日に好気性発酵乾燥方式、これ燃料化方式も含むんですけど、を選定して、その年の12月25日に中央広域環境施設組合の組合議会の全員協議会にて正式決定いたしました。その後、令和3年3月26日の令和3年第1回組合議会において、当時の組合管理者から組合議員に、現在の阿波町の東長峰の候補地が最有力候補地として発表されました。その後、翌月、令和3年4月より阿波町の候補地周辺の7自治会に対しまして説明会を実施しこれも数十回説明会を実施してるんですけど、令和4年の入札公告を10月に行いました。その結果、ご存じのとおり不調に至ったことを踏まえて、翌年、昨年の令和5年1月20日に入札結果の報告をいたしました。それを受けまして、令和5年2月3日に、検討会において事業計画の検証業務が開始されまして、それにより再度燃料化方式で公設民営から公設公営で実施すると、昨年の9月議会で報告をさせていただきます。

中央広域環境施設組合の新ごみ処理施設の処理方式であります燃料化方式は、維持管理費における経済性や国の掲げるカーボンニュートラルの実現に温室効果ガス削減による貢献が見込まれるなど環境面でも優れた方式であると考えます。加えて、先ほど申し上げました事業方式を民営から公営に変更したことにより、社会情勢の変化に柔軟に対応し、より安定的な運営が期待できることから、処理方式を好気性発酵乾燥方式、運営を公設公営で事業を推進してまいります。

そして、先ほどの時間的な制限もありますので、異臭対策につきましては、施設整備の中にバイオフィルターというのを設けて異臭の対策を講じるような計画としております。

そして、その後、翌月より阿波町の、先ほども申し上げましたが、7つの阿波町の建設候補地予定地の周辺自治会の皆さんには、令和3年4月より燃料化方式によってを前提とした施設建設について説明をさせていただき、一定の理解をいただいております、周辺自治会の皆様に対しましては新ごみ処理施設の現状報告などについて、今月中旬より下旬にかけて全て回らせていただく予定としております。

今後の新ごみ処理施設の事業推進につきましては、板野町、上板町の両町と連携しながら、一日も早く建設工事に着手できるよう取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま答弁いただきました。想定よりもとても丁寧な答弁をいただき、本当にありがとうございます。

ごみ情勢は私もまだまだ勉強不足なため突っ込み切れない部分も多々あるんですけども、さらに様々な事情が複雑に絡み合っています。そして、今も現在進行形であることで、なかなか出しづらい情報というのも多々あるのは理解できるのですが、今回、私が根拠にした資料というのは市から説明があったものではございません。このようなご時世です。インターネット等のネットワークが発達した今、情報というのは安易に入手することができます。さらには、中央広域環境施設組合の自治体以外でも燃料化方式は議論されてきており、既にいろいろな情報が出て議会でも議論されているところもあります。

なので、阿波市を含む中央広域環境施設組合の部分だけが情報がつかめないということはあるとはならないことです。今後は、どうか今まで以上にしっかりと説明をしていただきますようお願いして1問目を終わりたいと思います。

それでは、2問目に移ります。

2問目はキエーロについてです。

キエーロとは何か。簡単に言うと生ごみ処理機です。既に阿波市では、緑色のコンポストと電気式の生ごみ処理機の補助を行っております。それでは、なぜさらにキエーロが必要か。それは、生ごみ処理に要する場所と方法、さらには皆さんの意識にもう一つの選択肢を増やしたいのです。

コンポストはイメージつく方も多いでしょう。緑色の大型のバケツみたいなもので、生ごみを入れておくと堆肥化していきます。こちらはある程度、畑など広さが要るのが特徴で、現在、無料配布されています。そして、電気式生ごみ処理機、こちらは電気で瞬時に乾燥し、台所にも置けるコンパクトさと手軽さが売りになります。少しお値段が高いので、2分の1の補助率だったかと思います。

そして、キエーロですが、土に混ぜ、微生物の力で分解します。こちらは堆肥化しないため、においが出にくく、分解された土をまたお花などに使ったりと再利用がされやすいです。場所もプランター1つ分ぐらいから始められ、初心者にも取り組みやすいのが特徴ではないでしょうか。また、値段も比較的安価です。こちらのキエーロを既にある2つと組み合わせれば、ベランダやお庭のちょっとした場所でも生ごみ処理に取り込むことができ、若い主婦層の皆さんややってみようとは思いつつ今まで場所がなかった方への意識づ

けにもなるのではないかと考えます。

そこで、第2問目の質問、家庭用生ごみ処理容器であるキエーロに対する補助を行ってはどうかについてご答弁願います。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 黒川議員の一般質問の2問目、生ごみ処理についての家庭用の生ごみ処理容器であるキエーロに対する補助を行ってはどうかについて答弁をさせていただきます。

本市では、生ごみの減量化を図るため、コンポストの無料配布と電気式生ごみ処理機の購入補助を実施しております。

まず、コンポストにつきましては、生ごみを家庭で堆肥に変える処理を行う容器で、令和元年度からコンポストの無料配布を行っており、今年度までの5年間で1,060個を配布しております。

加えて、電気式生ごみ処理機の購入補助につきましては、阿波市内に住所を有する方が電気式生ごみ処理機を購入する際に3万円を限度に購入価格の2分の1を補助金として交付するもので、年間5件から9件の補助を行っております。

議員ご提案のキエーロは、黒土中に含まれるバクテリアの力を利用して生ごみを分解し消滅させる生ごみ処理容器の一つであると認識しております。生ごみの減量化につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、現在2つの取組を行っているところでございますので、市民の皆様のニーズや取り組みやすさ、効果、コスト面などを考慮しながら、生ごみの減量化施策の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ご答弁いただきまして、1問目とともにごみに対する質問となりました。

このキエーロ導入には、市民の皆さんの意識をごみに関心を持ってもらいたいという思いもあります。そして、キエーロは、学校教育の現場にも活用することができ、子どもたちへ環境面、防災面でのアプローチとなります。さらに、能登半島での大地震、ごみとトイレ、そして水は大きな問題となつてのしかかります。そして、公助が入るまでにはまずは自助、自分たちでできることをしていくことが求められます。本日は3・11でして、東日本大震災からも13年たつ日となります。こうした日にこのような防災について考え

るということは本当に大切なことなんではないでしょうか。

ごみに戻りまして、生ごみを乾かしてから捨てる则大幅にごみの量が減ると聞いたことがあります。ごみという身近なことからまずは自分たちでできることをするというこをふだんから意識してもらうためにも、キエーロに対する補助を検討いただければと思います。

それでは、防災の話になりましたので、第3問に移りたいと思います。

先ほども言いました能登半島での大地震、道路が寸断され、まだまだ復旧が進んでいない状況だとお聞きしています。有事の際、国や県からの動きの前にまずは市、そして地域の連携が密にならなければならないと考えます。

そこで、防災についての質問、各自主防災組織との連携体制を市としてどう取りまとめていくかについてお答えください。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 黒川議員の一般質問3問目、防災について、各自主防災組織との連携体制等、市としてどう取りまとめていくのかについて答弁をさせていただきます。

本市の自主防災組織の結成状況は95.7%となっています。また、小学校区自主防災組織連合会の結成状況はこれまでに10校区中8校区が結成されており、残り2校区についても令和6年度の結成を目指し取り組んでいるところでございます。

議員ご質問の各自主防災組織との連携体制等につきましては、平時の情報伝達、発災時の自主防災組織への要請など簡潔に情報を伝達できる内容については学校区ごとに結成された自主防災組織連合会会長と連携し、各自主防災組織へ連絡される仕組みとなっております。一方で、詳細な協議、調整が必要な場合には、各自主防災組織と危機管理課が個別にやり取りを行っております。

今後、自主防災組織間の一層の連携強化や活動の活性化に向け新たな連絡協議会の設置を検討しており、発災時、より円滑な意思疎通が図れるよう平時から顔の見える関係を構築してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま答弁もいただきまして、さらには午前中、榎原伸議員のほうからも質問がありましたので、詳しいまとめは割愛させていただきます、ただ答

弁にもありましたように、日頃からの顔の見える関係づくりというのが急務と感じます。そちらに対して早急に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

そして、こちらも自助の観点となりますが、先ほども言いましたように、有事の際に、ごみ、トイレ、水は本当に欠かせない大きな問題です。飲み水の確保ももちろんですが、そこから断水となれば、たちまちトイレ、手洗い、シャワーといった衛生面が崩れます。そこから健康面も侵されていくのです。市でも、防災の対策で飲み水はある程度ストックがあるかと思いますが、この生活に必要な水を有事の際にすぐに用意するという対策はすぐできるものではありません。そこで、雨水タンクを家に準備しておくための補助をしてはいかがでしょうか。こちら、雨水タンクは、雨水をといからためてストックしておくものです。

それでは、防災についての第2問、雨水タンクの補助をしてはどうかについて答弁願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 黒川議員の一般質問3問目、防災についての再問、雨水タンクの補助をしてはどうかについて答弁をさせていただきます。

本市では、地震等の災害により上水道施設が被災した場合において、当該施設が復旧するまでの間、飲用の目的以外に使用する水として供給可能な井戸を登録し、災害時における市民の生活用水の確保及び公衆衛生維持を図ることを目的とする災害時協力井戸の登録を行っております。現在、本市には101か所の災害時協力井戸が登録されており、今年度、全ての井戸が安全に利用できるか、また水質検査を希望するかなど現地確認を行っております。

議員ご質問の雨水タンクの補助につきましては、災害時協力井戸と同様に、雨水がたまっていけば、断水時にトイレや日用水、また手洗いなどに利用することができることから、断水時には有効な手段の一つであると考えます。このようなことから、雨水タンクの補助につきましては、他市の状況等も調査してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） こちら何と、今日の徳新見たでしょうか。全く同じ文言で、雨水タンクが必要というタイトルで記事になっておりますので、また帰った際に徳島新聞のほうを見ていただいたら記事が出てますので、そちらでもどれだけ大切かというのを見てい

ただければと思います。

水を確保することが有事の際で必須事項と考えます。この雨水タンクを家庭ごとにつけておけば、何回分かのトイレを流すことができたりちょっとした汚れを落とすことができたりと、公助が来るまでの助けとなるのではないのでしょうか。有事以外のときには、花に水をやりたり生活に使うことができれば、水を大切にすることにもつながります。

このような有事の際、平時の際、両方使える考え方をフェーズフリーと呼んだり、回しながら使うということでローリングストックというような考え方があります。こうした意識を育て、自分でできることからしっかりと対策できる体制を整えましょう。

それでは、ローリングストックという言葉が出たので、次はその質問に行きたいと思えます。

ローリングストックとは、その名のとおり、備蓄品などの期限を見ながら一定の量を一定の状態を保つ方法です。よく非常食などで言われており、家庭でも、食料品の保管の考え方に使われるようになりました。最近では、できる主婦の技としてのローリングストックという言葉が出るようになじみのある言葉となってまいりました。

そして、見落としがちではありますが、備蓄品の中には生理用品やおむつなどもあります。生理用品やおむつといったものは期限がないように思われますが、肌に直接触れ、しかもデリケートな部分に触れるものです。衛生用品と呼ばれ、メーカーでも3年ほどを推奨しています。

そこで、食料などと同じようにローリングストックをしてはどうかのご答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 黒川議員の一般質問3問目、防災についての再々問、生理用品や水などの備蓄品のローリングストックについて答弁をさせていただきます。

本市では、阿波市地域防災計画に基づき、災害が起きたときの備えとして備蓄物資の整備を行っております。災害備蓄品の中には期限のある備蓄品も数多くあるため、使用期限や消費期限が過ぎないように、備蓄品台帳に記載し、適正な管理に努めているところでございます。

期限が迫ったアルファ化米や保存水については防災訓練や学校行事に利用していただき、利用後は適切に補充をしております。生理用品につきましても、アルファ化米や保存水と同様に市において適切に管理をしているところでありますが、今後、使用期限が

迫ったものにつきましては、必要な方に適正に使っていただけるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ご答弁いただきましたように、ローリングストックの行き先として学校はとても有効であると考えます。防災教育の一環として非常食や水、生理用品などを活用し、回していくことで、古くならず常に一定の状態を保つことができます。今まで、国や県のほうから補助のあった生理用品も予算の都合で来年度よりなくなるとも聞いております。そこにもうまくローリングすることで助かる子どもたちも多いのではないのでしょうか。

今回の質問の端々に意識という言葉を使っております。意識が変われば行動が変わると言ったのは誰だったのでしょうか。人の行動を変えるには意識を変えることこそが一番の近道だと考えます。

それでは、最後の質問となります。始まってからちょうど20分。相変わらず長い質問となりますが、もう少しお付き合いください。

昨今、人手不足がそこかしこで聞かれる世の中となりました。ニュースでは教員不足がいよいよ深刻化し、学校現場に教員免許がなくても働けるようになってきたとありました。これは、これからの教育現場を注意して見ていかなくてはならない事案だと個人的には考えております。

そんな中、阿波市の市役所をはじめ、役所に勤める方の早期退職も耳にすることが多くなりました。辞める方がいたとしても日々の業務は続きます。その辞めた方の分は誰かに引き継がれていきます。その誰かの負担が多くなれば、その誰かが今度は続けられないという選択をするといった連鎖が生まれることが想像できます。そうした連鎖を生まないためにも、人員の早急な補充は必須ではないのでしょうか。

こちら第4問、行政の体制について、若手職員や職員の退職による人員の補充に対する考えをお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 黒川議員の一般質問4問目、行政の体制について、若手職員や職員の退職による人員の補充に対する考えはとのご質問について答弁をさせていただきます。

本市におきましては、行財政運営を適切に行うため適正な職員数を定めており、定年退

職はもとより、あらかじめ想定ができるものについては必要な職員数の確保に向け、計画的な採用に努めております。

一方、年度途中での普通退職など事前に想定ができず、さらに7月頃から始まる次年度の職員募集に反映できない場合は、その後の採用において職員の確保に努めております。加えて、年度途中における職員の退職や休職などに対しては、会計年度任用職員を採用し、適切な業務執行に当たっております。今後におきましても適正な人員確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 職員不足は新たな施策を行うときに気力を奪ったりもします。当たり前のことです。人は機械ではありません。心があるのです。心のゆとりの中からいいアイデアや活動は生まれます。

答弁にもありましたように、職場には正規職員と会計年度任用職員がいます。これは、理事者の方から、あるとき会話の中から言われたことですが、この会計年度の方の待遇をしっかりと考えることで会計年度の方に任せられる事案が増え、職員の負担を減らすこともできるのではないのでしょうか。年ごとに担当者が替わったりすることも減り、市民も助かるのではないのでしょうか。働き方改革とともに人員確保の対応も今後しっかりよろしくお願いいたします。

最後に、保育教諭に特化した質問をさせていただきます。

教育現場での人材不足、公務員全体の人材不足を1問目で述べてきましたが、あえての保育教諭に特化した質問です。

皆さんの意識に何となく保育に関する認識が甘い部分はないのでしょうか。小さな子どもを見るという認識が甘くなってはいないのでしょうか。小さな子どもというのは、大げさでなく、一瞬一秒気を抜けないのです。ただかわいいな、癒やされるなどと言って見ているだけではないのです。落ちているビー玉1つ、小さな段差1つで大事故につながる現場。また、ちょっと待って、ちょっとだけ待ってといてよってという言葉が通じず、常に目を離せない存在と常に相対する現場。そうした命を預かる保育教諭の待遇があまりにも軽んじられていると感じるのは私だけでしょうか。

行政の体制についての再問として、まずは健康福祉部長に保育教諭の待遇改善について質問いたします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 黒川議員の一般質問の4問目、行政の体制についての再問、保育教諭の待遇改善についてのご質問に答弁をさせていただきます。

保育教諭は、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を所持する必要がございまして、幼児期の子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を養う者として幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、小学校就学までの教育、保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園において、設置運営上必要不可欠な人材でございます。

子どもの年齢区分ごとに必要な保育教諭数は法律で定められており、保育教諭1人当たりの児童数の最低基準は、ゼロ歳児は3人、1歳児、2歳児は6人、3歳児は20人、4歳児、5歳児は30人となっておりますが、昨今の保育現場での子どもの事故や不適切な対応事案などにより、国においては75年ぶりに配置基準が見直され、3歳児は15人、4歳児、5歳児は25人に基準が引き下げられることになり、本市におきましては国の基準に沿った配置となっております。

また、認定こども園の開設時間は、保護者の就労を支援するために早朝、延長保育を行うことから、阿波市立認定こども園5園につきましては朝7時30分から夕方19時までの11時間となっており、子どもは1日の大半をこども園で過ごすこととなりますが、保育教諭は労働基準上シフト制の勤務が必要であり、本市におきましてはその運用を実現できる適切な人員を配置しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 答弁にもありましたように、保育教諭の配置基準については国も見直しを行い、改善が見られてきています。今議会でも請願のほうが出ておりまして、現場のほうからも悲痛な訴えが出てきております。

しかしながら、現状は朝7時半から19時までの11時間という勤務時間を、先ほども言ったように1秒でも気を抜けないという時間が多くある職場です。配置基準とともに給与面でも待遇の改善があってもいいのではないのでしょうか。

そこで、再々問として、企画総務部長に給与面での待遇改善についてお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 黒川議員の一般質問4問目、行政の体制についての再々

問、保育教諭の待遇改善について答弁をさせていただきます。

保育教諭を含め、市職員全体の給与面の待遇については、官民比較を反映した国の人事院勧告や県人事委員会勧告を踏まえ、毎年度適切な水準としております。加えて、会計年度任用職員については、令和6年度より待遇改善に向け勤勉手当を支給することとし、今定例会に関係条例の改正を提出しているところでございます。

議員ご提案の保育教諭の待遇改善につきましては、一般行政職を含め全体で検討する必要があることから、直ちに対応することは困難であると考えております。一方で、働き方改革なども考慮しながら適正な改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 答弁いただきましたように、公務員全体でのことでもあるので、予算の検討も必要であることは重々承知しております。しかしながら、想像してみてください。子育てするなら阿波市で、保育に携わる方々が阿波市独自の待遇改善により笑顔で働ける現場であることを。ほかの市町より少し人員配置や働き方にゆとりがあり、少し給与が高いのなら、そこで働く方は大好きな子どもたちと過ごす時間をもっともっと充実させていきたいと思うのではないのでしょうか。さらには、他の市町からも阿波市で働きたいとなるのではないのでしょうか。

元来、保育士になろうという方は、優しく責任感の強い方が多いかと思います。その保育士の方の優しさにかまけて搾取しないでいただきたいのです。子育てするなら阿波市の保育現場で働いてみたい、そんな人があふれる市の子どもたちはきっと笑顔にあふれると思いませんか。先ほども言いました、心のゆとりをください。子どもたちの未来のために、そして子育てに係る人たちの笑顔のために、国や県やほかの市町がしない大胆で優しい施策をお願いいたしまして、黒川理佳、一般質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで1番黒川理佳さんの一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時47分 再開

○議長（笠井一司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番野口加代子さんの一般質問を許可いたします。

3番野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 議席番号3番、花メロディー、一人会派野口加代子です。

ただいまより市議となり4回目の一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は大きく3問です。

1問目。認知症について2点。質問内容は、1、阿波市における認知症予防の取組についてと、2として認知症の方の見守り体制についての現状と課題についての2点です。

2問目。第4次阿波市男女共同参画基本計画について2点。質問内容は、1、計画策定のためのアンケート調査の目的、対象者、内容及び結果について。2つ目、アンケート結果による今後の課題及び実現に向けての取組方針についての2点です。

3問目。災害時における医療の確保について1点。質問内容は、災害時の医療体制の現状と課題についてです。

早速1問目、認知症についての質問に入ります。

認知症にはなりたくない、けども誰もが認知症になり得る可能性がある現実。最近見かけないと思っていたら施設へ入所。認知症がひどくなり、自宅生活が困難となり、身内の方の意向で施設に入所との情報などなど。そして、地元の空き家もまた1軒また1軒と増えていく。有効な対策案はあるのだろうか。そして対策案が必要です。

可能な限り自宅で生活したいと思ってもできなくなる。このままでは、増え続ければ、施設も足りなくなつて、入所できないケースも発生する可能性が出てきます。何かと課題が山積状態ですね。

新年早々、阿波市内の認知症の方が施設を抜け出して行方不明になりました。大勢の方々が懸命に捜索、しかし残念な結果となってしまいました。毎年数件、防災無線等による人捜しが発生ですね。足腰がしっかりしていることは健康寿命の点ではとても大切なことです。帰る場所が分からない、帰れない。認知症になってしまっても支援を受けて家族と暮らせている方もいますよね。家族観や近隣住民と時にはトラブルが発生しても許される範囲ならですね。自宅生活可能な条件としては、煮炊き等の火の始末ができること、排せつでの不潔行為がないこと、自宅及びお買物等でお金の管理ができることなどでしょうか。健康寿命を延ばす、認知症予防に取り組む必要があります。それには、個人個人の心がけや実践も大切ですね。

そこで質問です。

質問、一般質問1問目、認知症について、1点目、阿波市における認知症予防の取組に

ついて、稲井健康福祉部長、答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 野口議員の一般質問の1問目、認知症について、阿波市における認知症予防の取組について答弁をさせていただきます。

認知症は誰もがなり得る可能性があり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっております。

認知症予防の取組につきましては、広報あわでの啓発を含め、地域の集まりに職員が出向き、認知症予防の重要性や必要性を啓発しております。

認知症の発症要因の一つに社会的孤立が挙げられ、社会参加することが効果があるとされております。市内には、住民主体で設置された憩いの場、小地域交流サロンが35か所あり、サロンごとに工夫を凝らして、運動や趣味を通して交流し、高齢者の閉じ籠もり予防と生きがいつくりの場として利用されております。さらに、生活支援体制整備事業におきましては、生活支援コーディネーターがサロンを巡回することでその地域における情報や課題を把握し、関係機関との連携を図りながら高齢者の社会参加を推進しております。

一方、新型コロナウイルス感染症や参加者の高齢化等の影響によって参加者数が減少し、休止、解散したサロンも見受けられますが、新たにサロンの設置を希望する地区に対しましては情報提供等を行い、開設に向けた支援を行っております。

今後におきましても、認知症予防の取組としてサロンの活動を支援し、高齢者が生きがいを持って自分らしく日常生活を営み、安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 答弁をいただきました。

阿波市民の全てを対象に毎月配付の広報あわには一番身近な情報が満載です。脳への刺激がいっぱいです。人気のある映画のチケットはのんびりしていたら手に入らないことがあります。自分の興味のあるものに参加することは、老若男女問わず楽しみ時間や生きがいにつながりますね。社会参加することにて社会的孤立とならない、そして認知症発症防止する。まずは、今あるサロンという宝物にプラスアルファです。老若男女問わずのマンパワーの確保が必要です。幸せの種まきが必要です。また行きたい、また会いたい人がきた、やってみたいがあるサロンです。

市内には、住民主体で設置された憩いの場、小地域交流サロンが35か所あり、サロン

ごとに工夫を凝らして運動や趣味を通して交流、高齢者の閉じ籠もり予防と生きがいづくりの場があるということですね。しかし一方で、新型コロナウイルス感染症や参加者の高齢化等の影響によって参加者数が減少し、休止、解散したサロンもあるのです。新たにサロンの設置を希望する地区に対しては情報提供等を行って来て、開設に向けた支援をしてもらえるのです。サロンには優しい、温かい言葉かけがいっぱい、笑い声がいっぱい。心も体も喜ぶサロン活動を市民のマンパワーで発展させたいものですね。心がけの効果はすごいと思っています。

私は、阿波市民憲章を大切にしまちづくりを皆さんとしたいです。1つ目、気持ちのよいあいさつをし、笑顔いっぱいのまちづくりをしましょう。2つ目、だれにも親切にし、優しさのあふれるまちづくりをしましょう。3つ目、趣味や特技を磨き教養を深め、心豊かな文化のまちづくりをしましょう。阿波市民憲章の5つのうち3つがサロン運営に役立つと思いませんか。

サロンの意味を人工知能c h a t G P Tで調べてみました。サロンの意味は、人々が集まって会話を楽しんだり、アイデアを共有したり、芸術や文学を楽しんだりする場所を示すフランス語ということでした。フランス語だそうです。なんかすてきですね、フランス語と聞くと。

私も新たな行動をする予定です。この地球は行動の星ということです。4月より月1回ですが、サロン花メロディーを市場公民館で開こうと計画中です。健康寿命を延ばしたい、フレイル予防、認知症予防の一助になるように仲間と楽しみながら前に進めていきたいです。皆様、これからもご助言、ご指導、ご協力よろしくお願いします。

続きまして、認知症についての再問として2点目、認知症の方の見守り体制についての現状と課題について、稲井健康福祉部長、答弁よろしくお願いします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 野口議員の1問目、認知症についての再問、認知症の方の見守り体制についての現状と課題について答弁をさせていただきます。

本市ではこれまで、認知症の見守り体制として見守りキーホルダーや靴のかかとに貼るシールを配布しており、緊急連絡を行う必要があると認められる方には緊急通報装置の貸与を行っております。また、地域の見守り体制としては、民生委員、老人クラブはもとより、市内の企業、新聞配達店等のご協力のもと、見守り協定事業所8か所、協力事業所22か所と連携を図っております。さらに、見守り体制を含めて認知症のサポートを進める

ため、地域の方々や学校、市職員等を対象に、認知症を正しく理解していただく認知症サポーター養成講座を実施し、現在、延べ約4,100名の方が受講をしております。令和元年度からは、認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みとしてチームオレンジを設立し、活躍の場として認知症カフェ「オレンジカフェ」を開催し、活動の活性化を図っております。

昨今の高齢者の行方不明事案を受け、見守り体制を強化するため、令和4年度より認知症高齢者等見守り支援補助事業並びに認知症高齢者等見守りネットワーク事業を開始し、認知症の方とご家族を支援しております。

認知症高齢者等見守り支援補助事業では、徘徊のおそれのある認知症の方等のご家族が見守り支援機器、GPS機器の購入またはレンタルをした場合、その費用の一部を補助しております。また、認知症高齢者等見守りネットワーク事業では、事前登録された高齢者が行方不明になられたときにネットワーク協力者にメールで情報を発信し、早期発見につながる協力体制づくりを進めておりますが、これらの支援事業では利用者が限定的で事業効果が十分活用されていないことが課題と考えており、今後事業の必要性を啓発してまいります。

今後におきましても、認知症の方やご家族が不安なく過ごすことができ、地域の誰もが認知症の理解を深め、全ての人安心して暮らしていけるよう地域づくりの推進に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 認知症の方の見守り体制についての現状と課題について答弁いただきました。

認知症の方の見守り体制として、いろいろな体制を構築、実施していることが分かりました。名前が分かる見守りキーホルダーや靴のかかとに貼るシールの配布、必要と承認された方には緊急通報装置の貸与、認知症高齢者等見守り支援補助事業としてGPSの購入または一部費用補助でGPSがレンタルできるのですね。市民の方々に引き続き有効活用していただきたいです。

地域の見守り体制として、民生委員、老人クラブ、市内の企業、新聞配達店、指定事業所8か所、協力事業所22か所などと連携、マンパワーの連携で不幸なことが未然に防止できたらいいですね。昨今、人との関わりが希薄になってきています。災害時にもマンパ

ワーが必要です。いま一度人との関わりを再開する必要があるのではないのでしょうか。自分さえよければでは心の満足には程遠くなります。私の知っている私利私欲なく幸せの種まきをしてきた方は、老後もいい感じで過ごされています。見た目年齢も若く、10歳は若く見える方がたくさんいます。認知症になるどころかいろいろと教えていただけるありがたい存在となっています。

答弁の中にありました今後の課題としてはですが、事業効果が十分活用されていない認知症高齢者等見守りネットワーク事業に対して課題があるということですね。引き続き認知症の方やご家族が不安なく過ごすことができるよう、全ての人が安心して暮らしていけるよう事業の必要の啓発、新たな政策立案、推進等をよろしく申し上げます。

これで、認知症についての質問は終わります。

続きまして、2問目の質問をさせていただきます。

第4次阿波市男女共同参画基本計画について、まずは男女共同参画とは、参考文献国連女性差別撤廃委員会と内閣府男女共同参画局によるものですが、男性と女性が社会的な機会や資源、権利において平等に参加し、平等な権利と責任を持つことを目指す取組とのことです。

男女共同参画の目的は、男女の平等な機会や待遇を実現し、性別に関わらず個々の能力や意欲を最大限に生かすことです。これにより、社会全体の発展と持続的な成長を促進することが期待されています。男女共同参画の取組は、法律や政策、教育、雇用、家庭などの様々な分野で行われています。具体的な取組としては、男女の雇用機会や賃金の平等化、男性の育児休暇の取得促進、女性のリーダーシップの推進などが挙げられます。男女共同参画は、社会の在り方や文化の変革を必要とする課題ですが、性別に関わらず個々の人々が平等な機会を持ち、自己の能力を最大限に発揮できる社会の実現に向けて必要な取組とされています。

そこで、質問です。

質問2問目、第4次阿波市男女共同参画基本計画について、1点目、計画策定のためのアンケート調査の目的、対象者、内容及び結果について、岩野市民部長の答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 野口議員の一般質問の2問目、第4次阿波市男女共同参画基本計画についての1点目、計画策定のためのアンケート調査の目的、対象者、内容及び結

果について答弁をさせていただきます。

本市では、平成31年3月に策定しました第3次阿波市男女共同参画基本計画が本年3月末に計画期間が終了することから、これまでの社会経済情勢や新たな法律の施行による国や県の計画改定を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの5年間、第4次阿波市男女共同参画基本計画を策定し、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組むこととしています。

アンケート調査の実施につきましては、第3次基本計画の施策の取組の成果の把握及び現状の課題の抽出と第4次基本計画における新たな施策を構築することを目的として実施いたしました。対象者につきましては、本市に住所を有する方を無作為に抽出し、高校生世代及び一般の方の20歳代から70歳代までの方1,000人、加えて市内事業所200社を選定しております。

次に、アンケートの回収率につきましては、高校生世代は23%、一般の方は34.7%、市内事業所は49%でございました。

次に、内容としましては、高校生世代及び一般の方については、男女平等意識や家庭生活と男女の役割及び性の多様性等、事業者については、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス等について、実施いたしました。

結果についての主なものとしましては、男女共同参画社会の認知度では、男女共同参画社会の用語をよく知っているという回答した方の割合が21.5%、職場での男女の地位の平等感では、職場で男性のほうが非常に優遇されている、またはどちらかといえば男性のほうが優遇されているという回答した方の割合が50.7%でございました。市民意識の中には、男女共同参画社会の用語も十分に認知されていないことや社会全体において男女間の格差があると思われることなどの現状が確認されたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 答弁していただきました。

気になった点として、アンケート調査対象者の回答率が低かった点です。高校生世代及び一般の方の20歳代から70歳代の方1,000人の対象のうち、高校生世代の回収率は23%、一般の方の20歳代から70歳代の方の回収率は34.7%、そして市内の事業所200社の回答率は49%だったということです。

国と県は男女共同参画基本計画を立てることが義務となっています。市町村では努力義

務です。よって、しなくてもいいのです。そんな中、阿波市では2019年、平成31年3月から着手し、市民の方のクオリティライフの向上に向けて計画策定していただき、感謝です。ありがとうございます。アンケート調査実施には、経費、労力が必要です。今後、市が行うアンケート調査実施に対しては回答率が上がることを望みます。市民の方々、事業所の方々、日々の生活大変とは思いますが、今後も引き続きご協力よろしくお願いいたします。

アンケート調査結果として、男女共同参画社会の認知度では、男女共同参画社会の用語をよく知っているという回答した方の割合が21.5%、職場での男女の地位の平等感では職場で男性のほうが非常に優遇されている、またはどちらかといえば男性の方が優遇されているという回答した割合が50.7%、私自身も納得の回答率です。千差万別の事例がありますよね。皆さんはどう思われましたか。

3月8日は国際女性デーでした。そのためか、新聞やマスコミでも国際女性デーについてとか男女共同参画に関してよく取り上げられてます。男女共同参画社会の要望を見聞した市民の意識や行動が今後よいほうに向いていくことを望みます。これを機会に阿波市でも男女共同参画社会の認知度が上がりますように。市民の安全・安心、生きがいなど生活向上を目的として前進したいものですね。

岩野市民部長に再問します。

第4次阿波市男女共同参画基本計画についての再問として、アンケート結果による今後の課題及び実現に向けての取組方針について答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 野口議員の一般質問の2問目の再問、アンケート結果による今後の課題及び実現に向けての取組方針について答弁をさせていただきます。

アンケート結果を踏まえた課題としましては、社会全体においてまだまだ男性のほうが優遇されているなどの意識が強く、男女平等観の意識の醸成がなされていない点と考えております。

次に、男女共同参画社会の実現に向けての取組方針についてでございますが、第4次阿波市男女共同参画基本計画としましては、阿波市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の啓発や学校教育及び社会教育中での人権教育の推進を柱として、男女の地位と平等意識の醸成、女性に対する暴力をなくす運動等を通じて広く普及啓発を行い、DV防止に関する研修により正しい知識の普及啓発、地域活動での男女共同参画を推進するた

め、地域社会における女性リーダーの育成等に取り組みます。

これらの取組を着実に遂行するため、第4次阿波市男女共同参画基本計画では、定期的に施策の取組状況や達成状況を点検、評価するなど適切な推進管理も盛り込んでいます。今後も、本市では、行政のみならず、市民の皆様の一人一人の自主的な取組とともに、企業、事業者、各種団体、関係機関等との連携強化を図り、男女共同参画社会の実現に向け全力で取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 答弁いただきました。

アンケート結果を踏まえた課題として、社会全体において男性の方が優遇されているとの意識が強い、男女平等感の意識醸成がなされていない。男女共同参画社会の実現に向けての取組の方針については、第4次阿波市男女共同参画基本計画として、阿波市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の啓発や学校教育及び社会教育中での人権教育の推進を柱とすること、女性に対する暴力をなくす運動等を通じて広く普及啓発を行い、DV防止に関する研修により正しい知識の普及啓発、地域活動での男女共同参画を推進するため、地域社会における女性リーダーの育成に取り組むという回答をいただきました。引き続き、アンケート結果による課題の解決に向けてよろしく申し上げます。今回立案の取組方針を計画的に進めていってください。重ね重ねお願いいたします。

暴力は決して許されません。往々にして、過去、現在、弱者が被害に遭っています。未来の暴力行為の減少及び阻止できる手だてが欲しいですね。毎日、つらく悲しいニュースが多々あります。老若男女問わず命を奪う、身体への暴力、言葉での心への暴力、金品の謀略、自分で自分の命を失う自死などなど。

携帯電話はとても便利ですが、犯罪の温床にもなっています。私の携帯にもSNSを介して入り込もうとしてくる詐欺誘導案件が時々あります。スマホ1台あれば好きな世界で楽しんだり、買物したり、現金を持ってなくてもキャッシュレス決済で欲しいものが手に入ります。便利と引き換えに、老若男女、リスクを抱えることとなっております。この阿波市には、誰にも相談できずに泣き寝入りしている方がいないことを望みます。また、そのような環境下の方がいる場合は、相談に来た場合、速やかに助け船を出せる市役所内での連携強化をお願いします。

地域社会における女性リーダーの育成等に取り組むと答弁の中にありました。市には既

にリーダーとなり得る知識豊富な女性がいるとは思いますが、私は、個人情報保護の観点から問題が隠れている事例があるのではないかと思います。私が危惧していることの一つとしては、災害時の女性特有の困難です。毎日、新聞にも取り上げられていますけども、弱者に対する子どもであったりとか若い女性とかに対する性被害、そういう防止策は強固に立てとってほしいと思っています。

男女格差を表すのにジェンダーギャップ指数というのがあります。日本は、世界経済フォーラムWPSが公表する男女格差報告で、2023年度版146か国中125位と過去最低でした。先進7か国G7でも最下位です。韓国や中国よりも下回っているとのことです。日本の状況を分野別で見ると、教育が47位、健康が59位、教育と健康に比べて経済は123位、政治は138位です。ジェンダー指数が下がる要因となっているとのことです。ここでも課題が山積です。政治では、女性議員が増えることでジェンダー指数が上がります。何事も足を突っ込むと底なし沼のごとく奥が深いです。引き続き皆さんとともに知識を増やして知恵を出し合い、前に進んでいきたいです。

これで、第4次男女共同参画基本計画についての質問を終わります。

最後の質問に移ります。

3問目、災害時における医療の確保について、私は1年半前にも同様の一般質問をさせていただきました。再度答弁をいただき、皆様と現状、課題を知ることで、まずは頭の中でイメージトレーニングをしたいと思います。

いつ起こっても不思議でないと言われる大災害、そのとき市民は必要な医療を受けることができるのでしょうか。

そこで、質問です。

3問目、災害時における医療の確保について、1点目、災害時の医療体制の現状と課題について、稲井健康福祉部長、答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 野口議員の一般質問の3問目、災害時における医療の確保について、災害時の医療体制の現状と課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

大規模地震などの災害が発生した場合、発災直後には傷病者等が一時的に急増することが想定されております。こうした方を受け入れる地域の拠点として、災害時の傷病者受入れや搬送調整の対応、医療救護活動を行うDMATチームを有する災害拠点病院として吉

野川医療センターが指定され、本市にある阿波病院は災害支援病院として拠点病院を支援補完することになります。

県では、各保健所管内において医療、保健衛生、薬務、介護福祉の災害コーディネーターを指定し、発災後にはそれぞれが連携を取りながら被災状況を的確に把握し、人材及び資材の配置を適正かつ迅速に行うことになります。

本市におきましては、4か所の医療救護所を開設し、市医師会等の活動により傷病者等のトリアージを行い、災害拠点病院等への搬送を行います。さらには、発災後、円滑な保健衛生活動が行えるよう、令和2年に作成した保健衛生活動マニュアルを更新しながら医療救護体制の構築を図っているところでございます。

一方で、このたびの石川県能登半島地震では、発災直後はスタッフの招集が困難な状況もあり、医療提供体制が十分に機能しなかったとの情報もあることから、このような顕在化された課題を受け止め、今後は国、県と協議しながら本市の医療体制がしっかりと機能できるよう体制整備に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 答弁していただきました。

大規模地震のときには発災直後に傷病者が一時的に急増する。誰もが想定できることです。受け入れる地域の拠点としては、医療活動、医療救護活動を行うDMATチーム、災害拠点病院として吉野川医療センターが指定され、本市にある阿波病院は災害支援病院として拠点病院を支援、補完することとなっているのです。

4か所の救護所は、1か所目、阿波健康福祉センター、2か所目、市場総合福祉センター、3つ目、土成中央公民館、4つ目、吉野保健センター。けがもせず、病気にもならず、行かなくて済んだらいいところです。

先ほども水が大切と何回か出てきましたけども、医療にもお水は大切です。どうか今後、水の確保、よろしくをお願いします。

私は、今回の質問は、まず危機管理課に行きました。その話の中でAMD Aっていう協力医療チームと協定を結べていることを知りました。とても心強かったです。

そのAMD Aというのは、あちらこちらの災害にすぐ駆けつけて、必要な医療をすぐ再開してるような強力メンバーの集団だそうです。また、資料はいただいたので、よくまた自分自身も勉強しようと思います。

最後の質問になりましたが、だんだんと自分の言いたいところまで深く突っ込めず、こんな形になりましたけれども、結局は阿波市の皆さんが前より、よりよく生活できるように、皆さんの力で前に向かっていけたらいいと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（笠井一司君） これで3番野口加代子さんの一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第 3号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について

日程第 3 議案第 4号 令和5年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 4 議案第 5号 令和5年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 5 議案第 6号 令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 6 議案第 7号 令和6年度阿波市一般会計予算について

日程第 7 議案第 8号 令和6年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 8 議案第 9号 令和6年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 9 議案第10号 令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第10 議案第11号 令和6年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第11 議案第12号 令和6年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第12 議案第13号 令和6年度阿波市水道事業会計予算について

日程第13 議案第14号 令和6年度阿波市農業集落排水事業会計予算について

日程第14 議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第15 議案第16号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第17号 阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について

日程第 17 議案第 18 号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について

日程第 18 議案第 19 号 阿波市介護保険条例の一部改正について

日程第 19 議案第 20 号 阿波市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について

日程第 20 議案第 21 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 21 議案第 22 号 阿波市水道事業給水条例の一部改正について

日程第 22 議案第 23 号 阿波市道路線の変更について

○議長（笠井一司君） 次に、日程第 2、議案第 3 号令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 10 号）についてから日程第 22、議案第 23 号阿波市道路線の変更についてまでの計 21 件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 3 号から議案第 23 号までについては、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第 1 回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、12 日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、12 日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

13 日午前 10 時から総務常任委員会、15 日午前 10 時から文教厚生常任委員会、18 日午前 10 時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は、3 月 22 日午前 10 時に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 3 2 分 散会